

障がい者のための ふくしのしおり



熊 本 市

「ふくしのしおり」について

このしおりは、障がい福祉制度や事業について個別に説明しています。掲載内容については、今後、制度の変更等により、内容や金額が変更になることがあります。あらかじめご了承ください。内容についてのご質問や各種制度の申請、サービスをご利用の際には個別のお問い合わせ先へご確認くださいませようお願いします。

熊本市障がい保健福祉課

「障がい」の表記について

このしおりの中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や法令等で使用されている用語、法人名及び団体名等の固有名詞で漢字の表記となっているものは、「障害」、そのほかは「障がい」と表記しています。

相談窓口等	1
障害者手帳	2
医療費助成	3
年金・手当等	4
障害福祉サービス等・障害児通所支援	5
在宅生活支援	6
権利擁護等に関する相談	7
教育・保育	8
住まい	9
公的な制度・サービス等	10
税の軽減制度	11
料金の割引制度・サービス等	12
災害時の対応	13
関係機関連絡先	14
資料1：身体障害者障害程度等級表	15
資料2：障がい者に関するマーク	16

目次

項目	1
目次	2
身体障害者手帳等級別施策早見表	6
療育手帳等級別施策早見表	8
精神障害者保健福祉手帳等級別施策早見表	10
1 相談窓口等	
（1）区役所福祉課	11
（2）熊本市障がい者相談支援センター	11
（3）障がい者相談員	12
（4）熊本市障がい者虐待防止センター	12
（5）熊本県障がい者結婚相談所	13
（6）熊本県身体障害者福祉センター	13
（7）民生委員・児童委員	13
（8）熊本市障がい者福祉相談所	13
（9）熊本市障害者福祉センター希望荘	14
（10）熊本市児童相談所	14
（11）子ども・若者総合相談センター	15
（12）熊本市発達障がい者支援センターみなわ	15
（13）熊本市子ども発達支援センター	15
（14）熊本市保健所（療養生活のための相談・支援）	16
（15）熊本県難病相談・支援センター、熊本県難病医療連絡協議会	16
（16）こころの健康相談 精神科嘱託医による相談	17
（17）精神保健福祉相談	17
（18）電話相談	17
（19）LINE 相談「こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏」	18
（20）熊本市ひきこもり支援センター「りんく」	18
（21）熊本市こころの健康センター	19
（22）くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁	19
（23）熊本障害者職業センター	19
（24）ハローワーク熊本（熊本公共職業安定所）	20
（25）当事者団体等	22
（26）家族教室	23
（27）当事者用プログラム	23
（28）障がい者（児）福祉団体	24

2 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳の交付	25
(2) 療育手帳の交付	26
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	27
(4) 障害者手帳申請窓口一覧	28

3 医療費助成

(1) 自立支援医療【更生医療】	31
(2) 自立支援医療【育成医療】	31
(3) 自立支援医療【精神通院医療】	32
(4) 指定難病医療費助成	34
(5) 重症心身障がい者（児）医療費助成	35
(6) 後期高齢者医療の早期適用	36
(7) 高額療養費制度	36
(8) 限度額適用認定証	37
(9) 標準負担額減額認定証	38

4 年金・手当等

(1) 障害基礎年金（国民年金）	39
(2) 障害厚生年金・障害共済年金	39
(3) 特別障害給付金	40
(4) 特別障害者手当・障害児福祉手当	40
(5) 特別児童扶養手当	42
(6) 児童扶養手当	42
(7) 心身障害者扶養共済制度	43
(8) 生活福祉資金貸付制度	44
(9) 生活保護	45
(10) 福祉金庫	45

5 障害福祉サービス等・障害児通所支援

(1) 障害福祉サービス等および障害児通所支援の内容	46
① 障害福祉サービス等	46
② 障害児通所支援	48
③ 障害児相談支援	48
(2) 障害福祉サービス等の利用の流れ	49
(3) 地域生活支援事業	50
① 移動支援事業	50
② 日中一時支援A型事業	50
③ 訪問入浴サービス	50
④ 地域活動支援センター	51
⑤ 障害児等療育支援事業	52

6 在宅生活支援

(1) 補装具費支給制度	53
(2) 日常生活用具の給付	54
(3) 福祉電話・緊急通報システム	56
(4) 寝具無料乾燥サービス	57
(5) 点字図書館	57
(6) 点字広報紙	57
(7) 市ホームページ・市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大	58
(8) ラジオ『声の市政だより』	58
(9) 郵送による図書の貸出し	58

7 権利擁護等に関する相談

(1) 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者 110 番事業）	59
(2) 日常生活自立支援事業	59
(3) 成年後見制度	60
(4) 障がい者差別に関する相談	61

8 教育・保育

(1) 特別支援学級・特別支援学校一覧	62
(2) 障がい児保育	65
(3) 就学奨励費の支給	65
(4) 教育相談室	66

9 住まい

(1) 公営住宅（重度身体障がい者世帯向け住宅等）	67
(2) 住宅改造費の助成	68
(3) 救護施設	69

10 公的な制度・サービス等

(1) 熊本市おでかけ I C カード①の交付	70
(2) 障がい者福祉タクシー利用券	70
(3) 障がい者燃料費助成券	71
(4) 施設入場料・個人使用料の減免	72
(5) 自動車運転免許取得費の助成	73
(6) 自動車改造費の助成	73
(7) 駐車禁止の適用除外	73
(8) 熊本県ハートフルパス制度	74
(9) 福祉バス	74
(10) 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送	75
(11) 手話通訳者の設置	76
(12) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	77
(13) 視覚障害者生活訓練事業	77

(14) 熊本県地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）	78
(15) ヘルプマーク	78
(16) ふれあい収集	79
11 税の軽減制度	
(1) 所得税・住民税の所得控除	80
(2) 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）	80
(3) 相続税の税額控除	82
(4) 個人事業税の非課税措置	82
(5) 贈与税の非課税制度	83
(6) 利子所得等の非課税制度	83
(7) 消費税の非課税制度	83
(8) ゴルフ場利用税の非課税制度	84
12 料金の割引制度・サービス等	
＜交通利用料金＞	
(1) バス・熊本市電の運賃の割引	85
(2) 旅客鉄道株式会社（ＪＲ）旅客運賃	85
(3) 航空運賃（国内線のみ）	86
(4) タクシー運賃	86
(5) 船舶運賃	86
(6) 有料道路通行料金の割引	86
＜各種使用料金等の割引＞	
(1) ＮＨＫ放送受信料	88
(2) 携帯電話料金等の割引	88
(3) ＮＴＴ電話番号の無料案内（ふれあい案内）	89
(4) 郵便料金等	90
13 災害時の対応	
(1) 広域避難場所	92
(2) 指定緊急避難場所（一時避難場所）	93
(3) 福祉避難所・緊急入所施設	99
(4) 福祉子ども避難所	100
(5) 災害時要援護者避難支援制度	100
14 関係機関連絡先	102
15 資料 1 ：身体障害者障害程度等級表	105
16 資料 2 ：障がい者に関するマーク	109

【身体障害者手帳等級別施策早見表（主なもの）】

制度名			視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声・言語・そしゃく機能障害	
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	
医療費助成	自立支援医療（更生医療）	P31	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	重度心身障がい者（児）医療費	P35	○	○					○							
	後期高齢者医療の早期適用（65歳～）	P36	○	○	○				○	○				○	△	
年金・手当等	障害基礎年金等	P39	○	○	△				○	△				△	△	
	特別障害者手当	P40	△	△					△							
	障害児福祉手当	P41	○	△					△							
	特別児童扶養手当	P42	○	△	△				○	○				○		
	児童扶養手当	P42	○	○					○							
各種控除・割引制度等	所得税・住民税の所得控除	P80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	P80	○	○	○	△			○	○				△		
	バス・熊本市電運賃の割引	P85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J R旅客運賃の割引	P85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空運賃の割引	P86	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	タクシー料金の割引	P86	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料金の割引	P86	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N H K放送受信料の減免（半額免除）	P88	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
在宅生活援助	補装具費支給制度	P53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日常生活用具（給付）	P54	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	
	福祉電話（貸与）	P56	○	○					○							
	緊急通報システム（貸与）	P56	△													
社会参加促進	熊本市おでかけICカード①	P70	○	○	○				○	○				○		
	障がい者福祉タクシー利用券	P70	○	○					○							
	自動車運転免許取得費の助成	P73	△	△	△	△			○	○				○		
	自動車改造費の助成	P73								○						
(※平衡機能障害のみ)																

（※平衡機能障害のみ）

<表の見方> ○はおおむね全部が対象となり（所得制限や自己負担がある場合も有）、△は一部のみが対象となります。

条件付きのもの、同伴介護者まで制度の適用が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

肢体不自由 (※脳原性運動機能障害の場合、上肢障害は上肢の欄、移動障害は下肢の欄で見ること)																内部障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓)				所得制限の有無	自己負担の有無		
上肢						下肢						体幹											
1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	5級	1級	2級	3級	4級				
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	有		
○	○					○	○					○	○			○	○			有	有		
○	○	○				○	○	○	△			○	○	○		○	○	○			有		
○	○	△	△			○	○	△	△			○	○	△		△	△	△		有			
△						△						△				△				有			
△	△					△	△					△	△			△	△			有			
○	○	△				○	○	△	△	△		○	○	○		△	△	△		有			
○	△	△				○	△	△				○	○							有			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
○	○					○	○					○	○			○	○						
(総合等級1・2級のみ)																				→			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	有	有		
○	○					○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△		△	△	有	有		
						○	○					○	○			○	○			有	有		
△						△						△				△				有			
○	○	○				○	○	○				○	○	○		○	○	○			有		
○	○					○	○					○	○			○	○			有	有		
○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(免疫機能障害除く)				有	有		
○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					有	有		

【療育手帳等級別施策早見表(主なもの)】

A・・・A1（最重度）

A2（重度）

B・・・B1（中度）

B2（軽度）

制 度 名		A ₁	A ₂	B ₁	B ₂	対象者 ・ 内容等	問合せ先
重度心身障がい者（児） 医療費助成事業		P35	○	○		3歳～20歳未満 保険内診療の自己負担を助成 （全額） 20歳以上（所得制限有） 保険内診療の自己負担を助成 （全額又は2/3）	各区役所 福祉課
障害基礎年金	1級	P39	△	△		国民年金法に定める一定の障がい程度を 有する20歳以上の者 （20歳前の障がいは所得制限有）	各区役所 区民課（国保年金班）
	2級				△		
特別障害者手当		p40	△			一定条件を満たす在宅20歳以上 （所得制限有）	各区役所 福祉課
障害児福祉手当		P41	△			一定条件を満たす在宅20歳未満 （所得制限有）	各区役所 福祉課
特別児童 扶養手当	1級	P42	○	○		在宅20歳未満の障がい児を監護・養 育する父母等（所得制限有）	各区役所 福祉課
	2級				△		
公営住宅 （障がい者世帯向け） 入居申込み		P67	○	○	○	障がい児（者）が同居する世帯	■市営住宅管理センター （中央・北・西区） ■市営住宅管理センター （東・南区） ■県営 熊本県営住宅管理セン ター
住宅改造費 助成事業		P68	○	○		生計中心者の所得税額14万円以下の 世帯	熊本市障がい保健福祉課
税の控除	一般 障害者控除	P80			○	控除額 所得税 27万円 住民税 26万円	■所得税 勤務先又は管轄の税務 署 ■住民税 熊本市市民税課
	特別障害者		○	○		控除額 所得税 40万円 住民税 30万円	
	同居 特別障害者		○	○		特別障害者と同居している場合 控除額 所得税 75万円 住民税 53万円	
自動車税 （種別割・環境性能割） 軽自動車税 （種別割・環境性能割）		P80	○	○		障がい者本人が所有する自家用車で、 本人が運転するもの。又は、生計を一 にする者が所有し、当該障がい者の通 院・通学・通所などに利用する自家用 自動車等、一人につき一台（その他条 件有り）	■普通車 熊本県自動車税事務所 ■軽自動車 熊本市市民税課
NHK受信料 の免除	全額免除	P88	○	○	○	市民税非課税世帯	NHK熊本放送局
	半額免除		○	○		障がいのある方が世帯主で受信契約者 （※重度の知的障がい者と判定された方）	各区役所 福祉課

○・・・該当 △・・・一部該当 条件付きのもの、同伴介護者まで制度の適用が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

制 度 名		A ₁	A ₂	B ₁	B ₂	対象者 ・ 内容等	問合せ先
バス・市電車運賃割引 (県内路線バス等)	P85	○	○	○	○	本人及び同伴介護者半額	支払い時に手帳提示
旅客鉄道(株)旅客 運賃割引	P85	○	○			介護者同伴の場合、介護者(1名)半額 (普通乗車券・回数乗車券・定期券・急行券)	販売窓口で乗車券購入時に 手帳提示 (割引対象となる券がそれ ぞれ違いますので、窓口で ご確認ください。)
		○	○	○	○	本人のみの利用の場合、片道の営業距離が 100kmを超える区間の普通乗車券が半額	
				○	○	12歳未満の場合、介護者(1名)の定期券半額	
国内航空運賃の割引 (本人12歳以上)	P86	○	○	○	○	本人及び介護者(12歳以上1名)	航空券販売窓口で手帳提示 (各航空会社や時期によっ て異なりますので、詳細は 各航空会社にお問合せくだ さい)
タクシー料金割引	P86	○	○	○	○	本人乗車の際手帳提示すると利用料金から 1割引	各タクシー会社で実施
有料道路通行料金の割引	P86	○	○			事前に登録した車両で利用した場合、通行料金が 約半額	西日本高速道路株式会社 九州支社 各区役所 福祉課
日常生活用具給付	P54	○	○			市町村民税所得割額が46万円未満の世帯で 頭部保護帽等が必要と認められた障がい者 (一部自己負担有)	各区役所 福祉課
熊本市おでかけICカード ①交付	P70	○	○	○		市内を運行する路線バス・(JRを除く)電車・市 電を1割の負担で利用できる	各区役所 福祉課
障がい者福祉タクシー 利用券	P70	○	○			本人が所得税非課税の場合、利用料金を 助成する利用券を年1回交付(燃料費と併給不 可)	各区役所 福祉課
障がい者燃料費助成券	P71	○	○			本人が所得税非課税の場合、利用料金を助成する 利用券を年1回交付(タクシー券と併給不可)	各区役所 福祉課
施設入場料等の割引	P72	○	○	○	○	熊本城、熊本市動植物園等の入場料等割引	窓口で券購入時に手帳提示

【精神障害者保健福祉手帳等級別施策早見表（主なもの）】

○・・・おおむね全部が対象となります（所得制限や自己負担がある場合もあります）。

△・・・一部のみが対象となります（必ず本文とあわせてご覧ください）。

制度名			1級	2級	3級	所得制限	自己負担
助医療 成費	重度心身障がい者（児）医療費助成	P35	○			有	有
	後期高齢者医療の早期適用（65歳～）	P36	○	○			有
年金・ 手当等	障害基礎年金（国民年金）＊	P39	△	△		有	
	障害厚生年金・障害共済年金＊	P39	△	△	△	有	
	特別障害給付金＊	P40	△	△		有	
	特別障害者手当・障害児福祉手当＊	P40	△			有	
	特別児童扶養手当＊	P42	△	△		有	
	児童扶養手当＊	P42	△			有	
	心身障害者扶養共済制度＊	P43	△	△	△		有
各種 控除・ 割引 制度等	おでかけICカード①の交付	P70	○	○	○		有
	障がい者福祉タクシー利用券の交付	P70	△	△		有	有
	所得税・住民税の所得控除	P80	○	○	○		
	自動車税（種別割・環境性能割）・ 軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	P80	○				
	相続税の税額控除	P82	△	△	△		
	贈与税の非課税	P83	△				
	利子所得等の非課税	P83	○	○	○		
	バス・電車等運賃の割引	P85	○	○	○		
	航空運賃の割引	P86	○	○	○		有
	タクシー料金割引	P86	○	○	○		有
	NHK放送受信料の免除	P88	○	○	○		有
	携帯電話料金等の割引	P88	△	△	△	有	有
	NTT電話番号の無料案内	P89	△	△	△		

＊精神障害者保健福祉手帳がなくても申請できます。

1級・・・精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級・・・精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級・・・精神障がいであって日常生活もしくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

1. 相談窓口等

(1) 区役所福祉課

各種福祉サービスを利用する際の申請の手続きを行っています。

担当課	所在地	TEL
中央区役所福祉課	〒860-8618 中央区手取本町 1-1	096-328-2313
東区役所福祉課	〒862-8555 東区東本町 16-30	096-367-9177
西区役所福祉課	〒861-5292 西区小島 2-7-1	096-329-5403
南区役所福祉課	〒861-4189 南区富合町清藤 405-3	096-357-4129
北区役所福祉課	〒861-0136 北区植木町岩野 238-1	096-272-1118

(2) 熊本市障がい者相談支援センター

福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を行っています。

施設名	所在地	TEL FAX
熊本市障がい者相談支援センター ちゅうおう	中央区萩原町 3-21 1 階 B 号室	096-285-7144 096-285-7137
熊本市障がい者相談支援センター ウィズ	中央区新大江 3-20-3	096-200-1571 096-200-1572
熊本市障がい者相談支援センター 青空	東区長嶺西 3-1-35	096-237-6777 096-237-6757
熊本市障がい者相談支援センター きらり	東区健軍 1-27-3	096-237-7563 096-237-7516
熊本市障がい者相談支援センター さいせい	西区春日 1-3-18	096-223-6663 096-223-6667

[＜次ページに続く＞](#)

施設名	所在地	TEL FAX
熊本市障がい者相談支援センター じょうなん	南区田迎 5-1-27 KS ビル 1 階 B 号室	096-285-8757 096-285-8758
熊本市障がい者相談支援センター 絆	南区城南町宮地 1050 番地	0964-28-7799 0964-28-0040
熊本市障がい者相談支援センター アシスト	北区武蔵ヶ丘 1-9-1	096-288-5012 096-288-5026
熊本市障がい者相談支援センター チャレンジ	北区西梶尾町 451-1 西嶋第 2 ビル 102 号	096-215-9500 096-215-9501

※ 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

(3) 障がい者相談員

身体・知的障がい者の更生援護の相談に応じ、関係機関と連携をとりながら指導・助言を行っています。

①身体障害者相談員

氏名	障害区分	住所	TEL
多門 文雄	肢体	中央区西唐人町	096-355-5216
松本 弘樹	聴覚	東区月出	096-385-0809 ※FAX のみ

②知的障害者相談員

氏名	住所	TEL
中村 淳子	中央区国府	096-372-2151
山本 博子	中央区本荘	096-364-6432
堅島 陽子	東区小山	096-389-3682
若松 真由美	南区八幡	096-358-4923

(4) 熊本市障がい者虐待防止センター

障がい者への虐待に関する通報や届出を受け付けます。虐待を受けた方、または見聞きされた方は、ご連絡ください。

【問い合わせ先】 電話 096-326-9111（24 時間受付）

(5) 熊本県障がい者結婚相談所

障がい者の結婚に関する相談に応じています。

○電話相談：月曜～金曜(土・日・祝日を除く)9時～16時

○来所相談：月曜～金曜(土・日・祝日を除く)9時～16時 ※要予約

【問い合わせ先】 熊本県身体障害者福祉団体連合会内 電話 096-354-7371

(6) 熊本県身体障害者福祉センター

身体障がい者の社会参加支援のため、各種相談・訓練・情報・文化・教養・スポーツ・レクリエーション等の便宜を供するとともに、宿泊施設の提供・リフトバスの運行・ボランティアの養成等を総合的に行う施設です。

【問い合わせ先】 電話 096-383-6533 (東区長嶺南2丁目3-2)

(7) 民生委員・児童委員

地域社会で、援助を必要とする方からの相談に応じ、助言その他の援助を行う一方、福祉事務所や児童相談所などの関係行政機関の業務に協力し、社会福祉の増進に努めています。

【問い合わせ先】 熊本市健康福祉政策課 電話 096-328-2340
各区役所福祉課 電話 P103～104 参照

(8) 熊本市障がい者福祉相談所

身体や知的に障がいのある人の相談や判定を行います。医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士などが、専門的な立場から支援します。

<業務内容>

- ・身体障害者手帳の認定審査
- ・18歳以上の方の療育手帳の相談、面接
- ・更生医療の判定
- ・義肢・装具、車椅子についての判定や来所相談
- ・その他、必要に応じた相談

【問い合わせ先】 こどもセンター(あいばるくまもと)1階
電話 096-362-6500 FAX 096-362-6660

(9) 熊本市障害者福祉センター希望荘

障がい者とその家族のためのふれあい総合相談を、毎週日曜の13時から16時まで開いています。就業支援、特別支援学校教諭、障がい者福祉等の専門員が交代で相談に応じます。

毎週第4日曜日は、視覚に障がいのある方の専門の相談員も配置しております。

聴覚に障がいのある方には、予約を頂いたうえで専門の相談員、必要であれば手話通訳を配置します。

また、障がい者や家族の方が、憩いの場や研修の場として利用できる福祉センターとして、次のような事業を行っています。

<事業内容>

- ・貸館業務
- ・文化・趣味教室、ボランティア講座等の各種講座
- ・希望荘フェスタ等の各種事業
- ・就職、生活等についての相談
- ・地域活動支援センター（機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス）
- ・福祉バスの運行（研修及びスポーツ・レクリエーション等に利用できます。）

<対象者>

本市に居住する又は、活動の拠点を置く障がい者（児）とその家族及び支援者、障がい福祉関係者及び団体。

【問い合わせ先】 電話 096-371-5533 FAX 096-364-5309



障がい児・児童



(10) 熊本市児童相談所

18歳未満のお子さんに関する相談や悩みを受付けます。家族や子ども本人、学校や地域の人など、だれでも相談できます。（相談受付：月～金、8：30～17：15）

<業務内容>

- ・子どもの虐待についての相談
- ・子どもの生活の乱れについての相談
- ・養護についての相談
- ・子どもの障がいについての相談
- ・子どもの性格行動・育て方についての相談
- ・里親に関する相談
- ・18歳未満の方の療育手帳の相談、面接
- ・その他、必要に応じた相談

【問い合わせ先】 こどもセンター（あいぱるくまもと）3階
電話 096-366-8181 FAX 096-366-8222

(11) 子ども・若者総合相談センター

39 歳までの子ども・若者に関するあらゆる相談をお受けしています。

<電話相談>

月曜～金曜 8 時 30 分～21 時 00 分

<面接相談>

月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 15 分 ※電話予約優先。

<メール相談>

24 時間受付 ※土・日・祝日・年末年始の相談は、返信が休み明けになります。

<休館日>

土曜・日曜・祝日・年末年始

【問い合わせ先】 熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 2 階

電話 096-361-2525

メールアドレス kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp



発達障がい

(12) 熊本市発達障がい者支援センターみなわ

発達障がいのある方々に対して、関係機関等と連携し、相談支援・発達支援・就労支援、普及啓発と研修活動等を行い、ご本人やそのご家族が安心して地域で暮らすことができるように支援を行っています。

<利用時間>

原則として月曜～金曜（8 時 30 分～17 時 15 分）

<休館日>

土曜・日曜・祝日・年末年始

<利用申し込み>

電話、FAX、メールでお申し込みください。来所相談は、事前に予約が必要です。

【問い合わせ先】 熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 2 階

電話 096-366-1919 FAX 096-366-1900

メールアドレス kchssc@kumamoto-minawa.com

HP <http://www.kumamoto-minawa.com>

(13) 熊本市子ども発達支援センター

発達に心配のある子どもの健やかな成長を手助けするため、医師や専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行っています。

<電話相談（随時）>

月曜～土曜（8：30～17：15）

※面接相談は要予約（月曜～金曜）

[＜次ページに続く＞](#)

<休館日>

日曜・祝日・年末年始

【問い合わせ先】 熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 2 階
電話 096-366-8240 FAX 096-366-8260

◆◆◆ 難病 ◆◆◆

(14) 熊本市保健所（療養生活のための相談・支援）

患者さんやその家族が疾病について理解し、療養上の悩み等の解消を図るために、専門の医師等による医療講演会・相談会を年に 2～3 回開催しています。

また、患者さんの希望により、療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うために、難病訪問相談員や保健師等が必要に応じて訪問相談等を実施しています。

○熊本県難病相談支援センターのホームページ（<https://kumamotonanbyou-center.org/>）では、講演会や交流会などの年間の行事を紹介しています。

【問い合わせ先】 熊本市保健所医療政策課 難病対策班
電話 096-364-3300

(15) 熊本県難病相談・支援センター、熊本県難病医療連絡協議会

名 称	所 在 地	電話番号	相談日時
熊本県難病相談・支援センター	東区東町 4-11-1 (公財)熊本県総合保健センター管理棟 3 階	096-331-0555	月～金 9 時～16 時
熊本県難病医療連絡協議会	中央区本荘 1-1-1 熊本大学病院 (地域連携センター内難病相談室)	096-373-5690	火・金 9 時～17 時
	合志市須屋 2659 国立病院機構熊本再春医療センター (難病相談室)	096-242-1000	月・水 9 時～17 時
	宇城市松橋町豊福 2338 国立病院機構熊本南病院 (地域医療連携室内)	0964-32-0826	木 9 時～17 時

○また、難病情報センター（<http://www.nanbyou.or.jp/>）のホームページでは、難病の疾患の解説や各種制度の概要の情報を厚生労働省などの支援により提供しています。

◆◆◆ 精神保健福祉関係 ◆◆◆

(16) こころの健康相談 精神科嘱託医による相談

担当課	TEL	相談日
中央区役所保健子ども課	096-328-2419	毎月第4月曜日
東区役所保健子ども課	096-367-9134	毎月第2金曜日
西区役所保健子ども課	096-329-1147	精神科医不在です。相談希望の方はお問い合わせください。
南区役所保健子ども課	096-357-4138	毎月第3金曜日
北区役所保健子ども課	096-272-1128	毎月第3月曜日

※日程が変更になる場合がありますので、市政だよりまたは各課に直接ご確認ください。

※要予約（相談時間は午後です）

(17) 精神保健福祉相談

担当課	TEL	相談日
各区役所 保健子ども課・福祉課	P103～104 参照	月曜～金曜
熊本市こころの健康センター	096-362-8100	月曜～金曜（要予約）
熊本市精神保健福祉室	096-361-2293	月曜～金曜

(18) 電話相談

名称	TEL	相談日時
熊本いのちの電話	096-353-4343	年中無休 24時間対応
熊本こころの電話	096-285-6688	年中無休 11時～18時半
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎日 午後4時～午後9時 毎月10日 午前8時～翌日午前8時
自殺予防ナビダイヤル	0570-783-556	毎日 午前10時～午後10時

(19) LINE 相談「こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏」

熊本市・宇城市・美里町・菊陽町・阿蘇市・西原村・南阿蘇村、山鹿市の住民をを対象に、LINE 相談「こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏」を開設しております。仕事、友人関係、恋愛関係、子育て、家族関係、学校、病気に関すること等どんな小さな悩み事でも結構です。料金無料、匿名可、予約不要ですのでどうぞお気軽にご相談ください。(通信料に関しましては利用者の負担となりますのでご了承ください。)

【相談期間・時間】

令和4年4月3日(日)～令和5年3月28日(火)

毎週火曜日及び日曜日の午後6時～午後10時

※相談期間及び日時は令和4年度のもの。令和5年度以降変更となる可能性があります。

【相談方法】

LINE で友達に追加して、ご相談ください。

※QRコードやIDに関しては対象の地域や住民に限られることから掲載しておりません。

精神保健福祉室や各区役所の福祉課・保健子ども課・保護課・総務企画課、熊本市内の中学校・高校・大学等に配布しておりますチラシ、カードにてQRコードの取得をお願いいたします。

【問い合わせ先】 精神保健福祉室 電話 096-361-2293

(20) 熊本市ひきこもり支援センター「りんく」

ひきこもりの悩みを持つ方又は家族を対象に、ひきこもりに関する相談を受け付けます。

【問い合わせ先】 電話 096-366-2220 (月曜～金曜 9時～16時)

(21) 熊本市こころの健康センター

こころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者とその家族への社会復帰の促進、各関係機関への技術支援などを行います。

<こころの健康相談>

ご自身やご家族のこころの悩みについて相談をお受けしています。

電話相談のほか、必要に応じて、精神科医師、心理士等による来所相談（要予約）を行います。

○電話相談：月曜～金曜 9時～16時 **電話 096-362-8100**

○来所相談：医師・心理士等の専門相談（要予約）

【問い合わせ先】 こころの健康センター 電話 096-362-8100

<精神医療審査会>

精神科病院に入院中の方の人権を擁護する機関です。精神科病院に入院中の方やその家族などから退院や処遇改善の請求があった時に、入院の必要性や処遇が適切かどうかについて審査を行います。

【問い合わせ先】 熊本市精神医療審査会

電話 096-366-1222（月曜～金曜 8時30分～17時15分）



雇用・就労



(22) くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁

専門の相談員が、障がいのある方の就業やそれに伴う生活面での支援を行い、ハローワークをはじめとする関係機関と連携し、就労までのサポートをします。また、職場定着のために継続した支援が必要な方に対しても、個別に支援を行います。

【問い合わせ先】 電話 096-288-0500 （月曜～金曜）

(23) 熊本障害者職業センター

仕事に就く上で何らかの障害のある方に対して就職・復職に向けた職業相談、職業評価から就職・復職後の職場定着に向けた職業リハビリテーションに関する支援を行っています。また、事業主の方に対しては、障害者の雇い入れや、雇用管理に関する支援・サービスを行っています。

【問い合わせ先】 電話 096-371-8333 （月曜～金曜）

(24) ハローワーク熊本（熊本公共職業安定所）

障がい者の就職等について、専門の担当者が相談に応じています。求職を申し込むと、障がいの状況、技能、適性、希望等が登録され、就職から就職後のフォローアップまで、一貫したサービスを行っています。

職業相談・紹介は管轄外のハローワークでもできますが、障がい者求職登録や公共職業訓練の相談・申込は管轄のハローワークとなります。

名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号	管 轄	開所時間
ハローワーク熊本 （熊本公共職業安定所）	〒862-0971 中央区大江 6-1-38 電話 096-371-8609	熊本市 （北区植木町、南区城南町・ 富合町を除く）	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
ハローワーク菊池 （菊池公共職業安定所）	〒861-1331 菊池市隈府 771-1 電話 0968-24-8609	北区植木町	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
ハローワーク宇城 （宇城公共職業安定所）	〒869-0502 宇城市松橋町松橋 266 電話 0964-32-8609	南区城南町、富合町	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

< 公共職業訓練 >

障がい者の職業能力の開発向上を図り、就職を容易にするための訓練を、職業訓練校等において実施しています。（訓練費用は無料です）

■身体障害者訓練校

名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号	訓 練 科 目
国立職業リハビリテーションセンター	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 電話 04-2995-1201	機械製図科、電子機器科、建築設計科、経理事務科、OA事務科、OAシステム科、テクニカルオペレーション科、DTP・Web技術科、職域開発科、職業実務科
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 電話 0866-56-9003	機械 CAD コース、電気・電子技術・CAD コース、組立・検査コース、資材管理コース、会計ビジネスコース、OA ビジネスコース、システム設計・管理コース、IT ビジネスコース、職域開発コース

[＜次ページに続く＞](#)

福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住 ^{あますみ} 1728-1 電話 093-741-5431	機械 CAD 科、プログラム設計科、商業デザイン科、OA 事務科、流通ビジネス科、流通ビジネス科音声 PC コース、総合実務科、職域開発科
鹿児島障害者職業能力開発校	〒895-1402 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 1432 電話 0996-44-2206	情報電子科、グラフィックデザイン科、建築設計科、義肢福祉用具科、OA 事務科、アパレル科、造形実務科
身体障害者ソフトウェア開発訓練センター	〒861-2202 上益城郡益城町田原 2081-28 電話 096-289-2100	システム設計科、設計科
国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局福岡視力障害センター	〒819-0165 福岡市西区今津 4820-1 電話 092-806-1361 ※通所が困難な方は宿舎利用可能	・自立訓練（機能訓練） 日常生活に必要な諸技術の習得 ・就労移行支援（養成施設） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成

<職場適応訓練>

障がい者が職場環境に容易に適応できるようにするため、民間事業所に委託して雇用前提で訓練を実施しています。（訓練期間は原則として 6 ヶ月以内です。）

【問い合わせ先】 各ハローワーク （月曜～金曜）

(25) 当事者団体等

◆自助グループ（家族会含む）※変更の場合があります。詳細はお問い合わせください。

	会名	開催日・場所	お問合せ先
薬物	NA熊本グループ	木曜 19時～20時30分 カトリック健軍教会	熊本市こころの健康センター 096-362-8100
	ナラノン	第1, 2, 3, 4土曜 14時～16時 カトリック健軍教会	
アルコール	NPO法人熊本県断酒友の会 熊本市支部	月例会	第3日曜 13時～ 中央公民館
		夜間例会	第4土曜 19時～ 中山宅
			毎週水曜 19時～ アシスト
			毎週水曜 19時～ こころ
	断酒例会（家族会つくし会）	第1日曜 12時～ 希望荘	096-369-8578（中山）
	AA熊本手取グループ	月曜 13時～14時30分 木・土曜 13時～14時30分 希望荘	AA九州沖縄 セントラルオフィス 099-248-0057
	アメシスト（女性グループ）	年3回 不定期 益城病院	0965-52-0461（迫田）
ギャンブル	GA（ギャンブル依存）熊本グループ	火曜 14時～15時30分 ルーテル大江教会 水曜 19時～20時30分 ルーテル室園教会 木曜 19時～20時30分 ルーテル健軍教会 第1・3・5金曜 14時～15時30分 五福公民館 第2・4金曜 19時～20時30分 大江公民館 土曜 13時30分～15時 さくよう地域生活支援センター	熊本市こころの健康センター 096-362-8100
	ギヤマノン熊本	木曜 19時～20時30分 ルーテル健軍教会	
	ギヤマノン北くまもと	第1・3火曜 19時30分～21時30分 植木公民館	
発達	熊本発達支援親の会「めだかの会」 【対象：LD、AD/HD、高機能自閉症等】	定例会：月1回（開催場所は未定） 子どもの療育：月1回 熊本県身体障がい者福祉センター ※詳細はHP・メール・電話でご確認ください http://sites.google.com/site/medakamedaka09028569492/	090-2856-9492 @softbank.ne.jp
	NPO法人 ル・シエルくまもと 【対象：成人期発達障がい者の家族及び当事者】	第2土曜 10時～12時 ※要問合せ 熊本市東区若葉1丁目12-1オカムラビル1階	096-365-6606
	熊本県発達障害当事者会Little bit	平日の夜・休日の午後（月2回、不定期） 場所：熊本市内	080-2555-4009 littlebitkumamoto@gmail.com
	高機能自閉症・アスペルガー当事者会 シェアハート	日時：毎月第2日曜日13時半～ 場所：毎月変わるのでお問い合わせください。 対象：原則18歳以上の当事者・支援者・家族	090-6299-0453 shareheart3@gmail.com （井上）
その他	（公社）日本てんかん協会 熊本県支部・熊本市分会（波の会）	第2土曜14時～16時 ※場所はお問合せください	096-273-7144
	摂食障害ミーティング「肥後椿会」	第4土曜13時30分～15時 向陽台病院 ※ホームページでご確認ください	096-272-5250
	OCD（強迫性障害/強迫症）の会	月1回 13時～15時 ※HP・メール・電話でご確認ください 希望荘または、熊本市ふれあい文化センター http://ocdnokai.web.fc2.com/	090-1342-7808 ocd2004@gmail.com
	NPO法人グリーンライフ熊本ACの会	第2・4火曜13時30分～15時 あおば病院	090-1340-9329（時松）
	EAひまわりの会 【対象：感情・情緒のコントロールに困難を抱える当事者】	火曜 19時～20時30分 ルーテル室園教会	熊本市こころの健康センター 096-362-8100
	ふれあいの会 【対象：精神疾患を持つ当事者及びその家族】	第1土曜10時～12時 希望荘 （祭日の場合 第2土曜）	080-3994-7244（中村）
	SCA（性依存）熊本グループ	第1金曜 19時～20時30分（オープン） 第3金曜 19時～20時30分（クローズド） 大江公民館	熊本市こころの健康センター 096-362-8100

(26) 家族教室

1 精神障がい者家族教室 ※変更になる場合があります。事前にお問合せ下さい。

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本市心の障害者家族会 (むつみ会)	偶数月第3土曜日(原則) 13時30分～	※お問い合わせ下さい	080-3542-7757 (宮田)

2 依存症家族教室

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本市こころの健康センター	第1火曜日 18時30分～20時30分 第3火曜日 13時30分～15時30分	総合保健福祉センター (ウェルパルクまもと)	096-362-8100

3 依存症家族ミーティング

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本県精神保健福祉センター	第3金曜日 13時30分～15時30分	熊本県精神保健福祉センター	096-386-1166

4 ひきこもり家族教室

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本市ひきこもり支援センター 『りんく』	毎月1回 ※お問合せください	総合保健福祉センター (ウェルパルクまもと)等	096-366-2220

5 自死遺族グループミーティング「かたらんね」

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本市こころの健康センター (熊本県精神保健福祉センターと共催)	奇数月 第4木曜日 14時～16時	熊本県精神保健福祉センター	096-362-8100

(27) 当事者用プログラム

1 依存症行動変容プログラム

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本市こころの健康センター	※お問合せ下さい	総合保健福祉センター (ウェルパルクまもと)	096-362-8100

2 依存症回復支援プログラム (KUMARPP)

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本県精神保健福祉センター	第2・4火曜日 13時30分～15時	熊本県精神保健福祉センター	096-386-1166

3 ひきこもり当事者プログラム (すまいring♪)

主催	開催日	場所	お問合せ先
熊本市ひきこもり支援センター 『りんく』	火曜日・木曜日 14時～15時30分	総合保健福祉センター (ウェルパルクまもと)等	096-366-2220

(28) 障がい者（児）福祉団体

障がい者（児）の福祉の向上を目的とした団体が様々な活動を行っています。

団体名	事務所	電話番号
熊本市手をつなぐ育成会	中央区新町2-4-27 熊本市健康センター新町分室2階	096-352-0010
日本ダウン症協会熊本支部	東区長嶺南1-2-101 A-102（青木様方）	080-3370-5810
熊本県自閉スペクトラム症協会	中央区帯山3-20-14 田中不動産ビル405号室	090-3320-5774 (FAX)096-288-9166
全国重症心身障害児（者）を守る会熊本県支部	中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-351-8599
熊本県障害児（者）親の会連合会	中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-351-8599
日本てんかん協会熊本県支部・熊本市分会	北区龍田9-2-21 社会福祉法人わくわく ふれあいワーク内	096-273-7144
NPO法人あゆみ	西区中原町370-4	096-273-6518
熊本県知的障害者施設家族会連合会 （きずなの会）	中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-351-8599
熊本県精神保健福祉協会	東区月出3-1-120	096-285-6884
熊本市心の障害者家族会	中央区内坪井町3-1	096-288-0513
熊本県精神障害者福祉会連合会	南区南高江7-8-77	096-358-4054
熊本市身体障害者福祉協会連合会	中央区新町2-4-27 熊本市健康センター新町分室2階	096-351-5143
熊本県肢体不自由児協会	中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-354-0675

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳の交付

◆対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。

◆障害等級

重い方から順に1級から7級まで分けられています。(P105～108 参照)

※手帳の交付対象となるものは6級からです。

◆新規申請に必要なもの

①診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。 (指定医師については各区役所福祉課にお尋ねください。) 用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります。
②申請書	用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります。
③顔写真	たて4cm×よこ3cmを1枚(1年以内に撮影したもの) 脱帽して上半身を写したもの(宗教上または医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う場合はお申し出ください) インスタント写真等耐久性のない写真は不可。
④マイナンバーに係る書類	マイナンバーカード もしくはマイナンバーが確認できる書類

※障害の程度が変わったときや手帳を紛失、破損したときは再交付の申請をしてください。

※本人又は保護者の住所、氏名が変わったときや死亡されたときは届出が必要になります。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 (P103～104 参照)

(2) 療育手帳の交付

◆対象者

知的障がいが発達期（おおむね 18 歳までが対象。18 歳以降の病気・事故などによる障がいは対象になりません。）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。

◆障害等級

熊本市障がい者福祉相談所、熊本市児童相談所において判定され、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に認定されます。

◆新規申請に必要なもの

①申請書	用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります
②顔写真	たて 4cm×よこ 3cm を 1 枚（1 年以内に撮影したもの） 脱帽して上半身を写したもの（宗教上または医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う場合はお申し出ください） インスタント写真等耐久性のない写真は不可
③マイナンバーに係る書類	マイナンバーカード もしくはマイナンバーが確認できる書類

◎申請の際は、本人の生育歴等をお尋ねすることがありますので、可能であれば生育歴等を説明できる方のご同行をお願いします。

◎後日、熊本市障がい者福祉相談所から面接日程の通知が届きます。

◎面接日になったら、本人と一緒に本人の生育歴を説明できる方が相談所に同行し面接等を受けてください。

※手帳の「次の判定年度」の欄に再判定が必要な方は、記載があります。

この欄に「不要」・「再判定の必要はありません」という記載がある方は、再判定は不要ですが、本人の状態に変化が生じ、再判定が必要と思われる場合はご相談ください。

※破損、紛失または手帳の記載欄に余白がなくなったときは再交付の申請をしてください。

再判定年度が過ぎた手帳の再交付はできませんので、再判定の申請とあわせて申請してください。

※本人又は保護者の住所、氏名が変わったときや死亡されたときは届出が必要になります。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所（P102～103 参照）

※療育手帳の判定機関（面接実施場所）

〒862-0971 中央区大江 5-1-50 こどもセンター（あいぱるくもと）

1階 熊本市障がい者福祉相談所

電話 096-362-6500 FAX 096-362-6660

3階 熊本市児童相談所

電話 096-366-8181 FAX 096-366-8222

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

◆対象者

精神疾患により 6 ヶ月以上治療を継続しており、日常生活や社会生活への制約があると認められる方（知的障がいの方は除きます）

◆障害等級

重い方から順に 1 級から 3 級まであります。

◆新規申請に必要なもの

①右のうちのどちらか	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
	・ 障害年金証書または特別障害者給付金受給資格者証（精神疾患のために取得したもの）、または、直近の年金振込通知書の写し ・ 同意書（印鑑、年金照会の際に必要）
②申請書	用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります
③顔写真	たて 4 c m × よこ 3 c m を 1 枚 更新申請の際は必要時のみ
④マイナンバーに係る書類	マイナンバーカード もしくはマイナンバーが確認できる書類

※2 年ごとに更新手続きが必要です（有効期限日の 3 ヶ月前から更新手続きができます。）

※破損、紛失または手帳の記載欄に余白がなくなったときは再交付の申請をしてください。

※住所、氏名が変わったときや死亡されたときは届出が必要になります。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所（P103～104 参照）

(4) 障害者手帳申請窓口一覧

中央・東・西・南・北区役所福祉課のほか、龍田・託麻・河内・天明・幸田・城南・清水総合出張所および芳野分室で手帳の申請手続きができます。



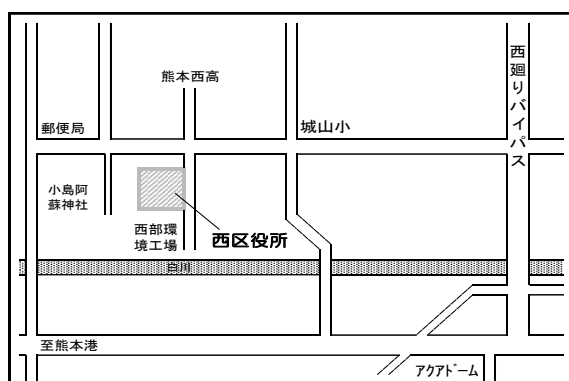
熊本市中央区役所 福祉課

中央区手取本町1番1号
電話 096-328-2313 (福祉課直通)
096-328-2555 (区役所代表)



熊本市東区役所 福祉課

東区東本町16番30号
電話 096-367-9177 (福祉課直通)
096-367-9111 (区役所代表)



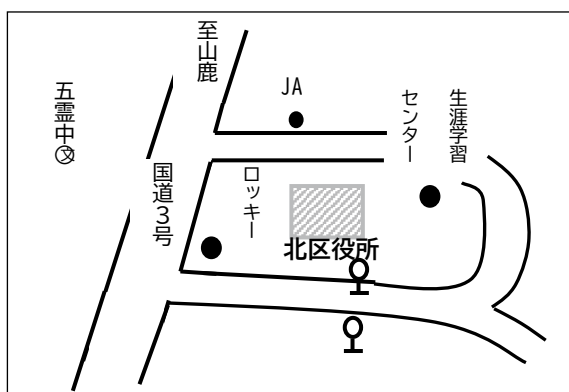
熊本市西区役所 福祉課

西区小島2丁目7番1号
電話 096-329-5403 (福祉課直通)
096-329-1111 (区役所代表)



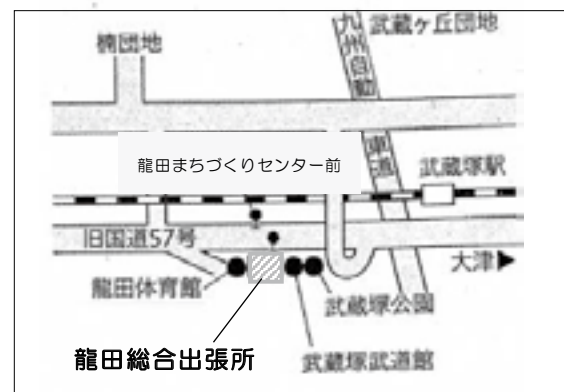
熊本市南区役所 福祉課

南区富合町清藤405番地3
電話 096-357-4129 (福祉課直通)
096-357-4111 (区役所代表)



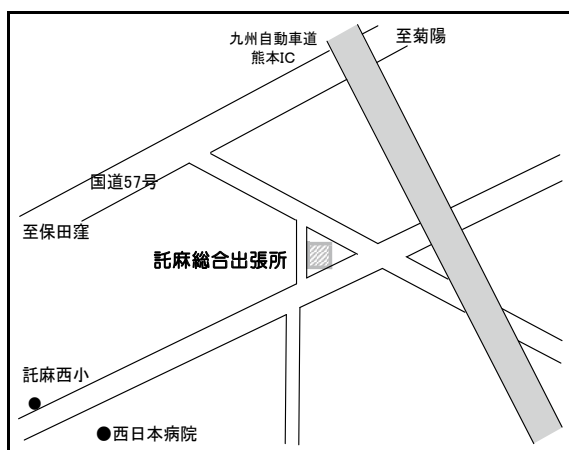
熊本市北区役所 福祉課

北区植木町岩野238番地1
電話 096-272-1118 (福祉課直通)
096-272-1111 (区役所代表)



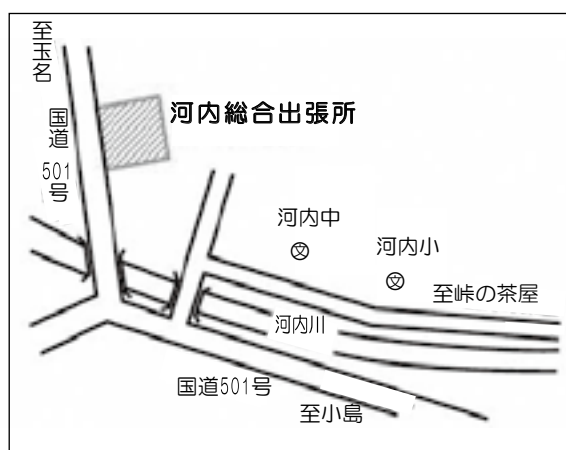
龍田総合出張所

北区龍田弓削1丁目1番10号
(龍田まちづくりセンター内)
電話 096-338-2231



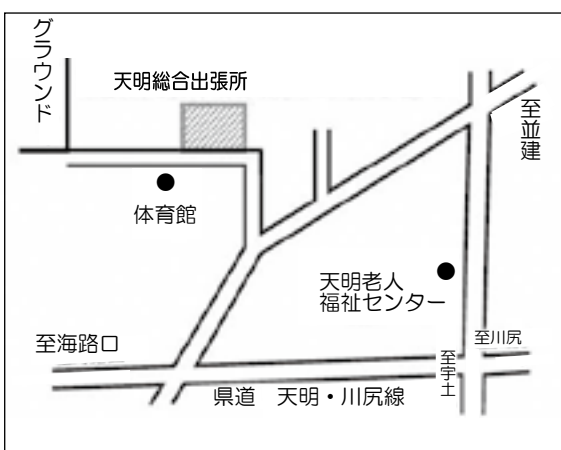
託麻総合出張所

東区長嶺東7丁目11番15号
(託麻まちづくりセンター内)
電話 096-380-3111



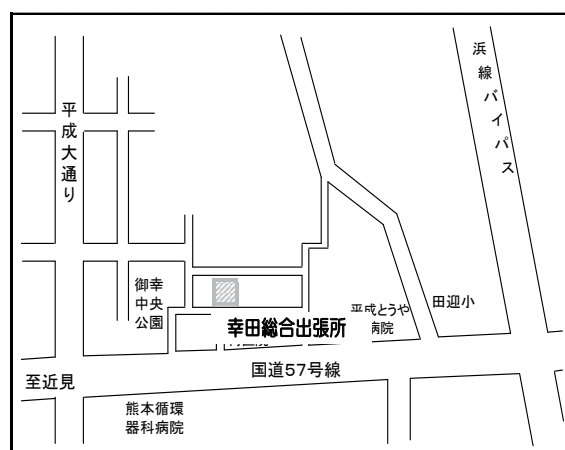
河内総合出張所

西区河内町船津2069番地5
(河内まちづくりセンター内)
電話 096-276-1111



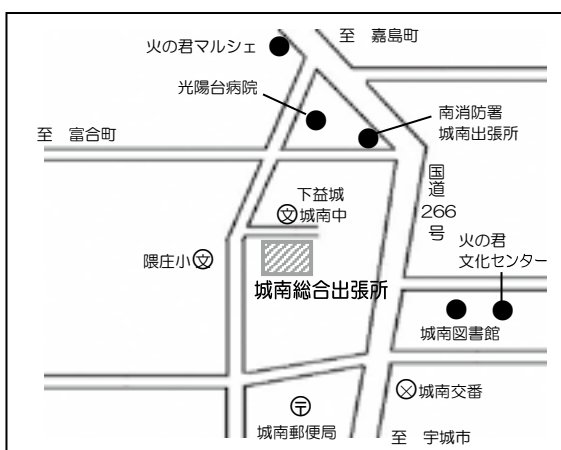
天明総合出張所

南区奥古閑町2035番地
(天明まちづくりセンター内)
電話 096-223-1111



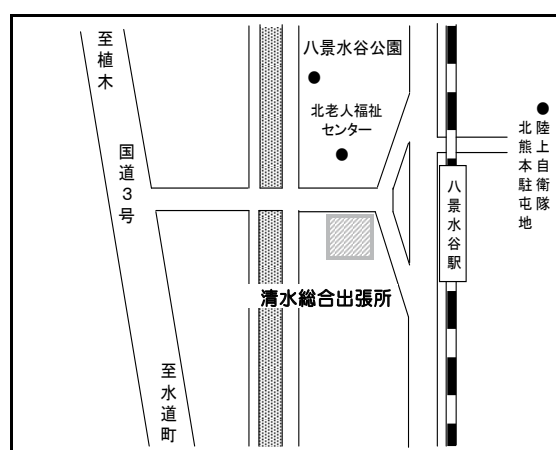
幸田総合出張所

南区幸田2丁目4番1号
(幸田まちづくりセンター内)
電話 096-378-0172



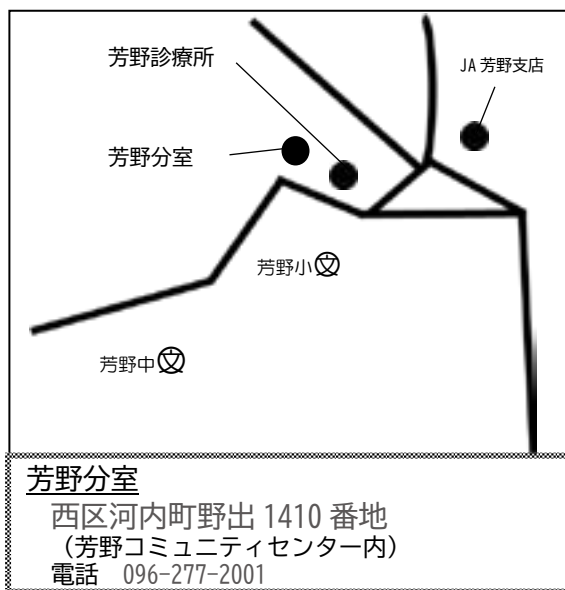
城南総合出張所

南区城南町宮地1050番地
(城南まちづくりセンター内)
電話 0964-28-3111



清水総合出張所

北区清水亀井町14番7号
(清水まちづくりセンター内)
電話 096-343-9161



3. 医療費助成

(1) 自立支援医療 【更生医療】

身体障害者手帳の交付を受けた方（18歳以上）が、障がい除去または軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成します。申請手続き後、認定を受けることで受給者証に記載されている指定医療機関において医療費の自己負担が原則1割となります。

※事前の申請が必要。

※市町村民税額が一定以上の場合は対象とならない場合もあります。

◆対象疾患

目・耳・人工関節置換・ペースメーカー植込み等の手術、人工透析、移植（心臓、腎臓、肝臓）、抗HIV療法、疾病に伴う歯科矯正 など

◆申請に必要なもの

- ①自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
- ②指定自立支援医療機関の意見書
- ③身体障害者手帳
- ④医療保険の被保険者証（省略できる場合あり）
- ⑤特定疾病療養受療証（該当の方）
- ⑥印鑑
- ⑦マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ⑧その他（必要に応じて）

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課（P103～104 参照）

(2) 自立支援医療 【育成医療】

保護者の住所が熊本市にある18歳未満の児童で、将来身体上の障がいを残すと認められる疾患を有する方が、その障がい除去または軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成し、補装具などを給付します。申請手続き後、認定を受けることで受給者証に記載されている指定医療機関において医療費の自己負担が原則1割となります。

※事前の申請が必要。

※市町村民税額が一定以上の場合は対象とならない場合もあります。

＜次ページに続く＞

◆対象疾患

目・耳・肢体・内臓疾患等の手術、人工透析、心臓移植、肝臓移植、腎臓移植、疾病に伴う歯科矯正 など

◆申請に必要なもの

- ①自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
- ②自立支援医療（育成医療）意見書
- ③医療保険の被保険者証（省略できる場合あり）
- ④特定疾病療養受領証（該当の方）
- ⑤マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ⑥その他（必要に応じて）

◆申請窓口

各区役所保健子ども課

【問い合わせ先】 各区役所保健子ども課 （P103～104 参照）

(3) 自立支援医療 【精神通院医療】

通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、医療を指定自立支援医療機関で受ける場合に、通院医療に係る医療費の助成を行うものです。申請手続き後、認定を受けることで受給者証に記載されている指定医療機関において医療費の自己負担が原則 1 割となります。

※事前の申請が必要。

※市町村民税額が一定以上の場合は対象とならない場合があります。

◎原則として、複数の病院、薬局等を指定することはできません。

◎病院、薬局等の変更を行う際は、変更申請日以降の受診のみ対象となります。また、申請日以降に変更前の病院、薬局等を利用した場合は対象となりません。

◎1 年ごとに継続申請が必要です（有効期限日の 3 ヶ月前から継続申請ができます。）

※有効期限日までに更新できなかった場合は精神通院医療の対象外となります。

◆対象者

通院による精神医療を継続的に要する病状にある方。

<次ページに続く>

◆申請に必要なもの

新規申請・継続申請・再申請	
①申請書	
②自立支援医療費の意見書（精神通院用）※1	
③受給者証（継続・再申請のみ）	
④健康保険証※2	
⑤本人の1年間の収入がわかるもの※3	
⑥印鑑	
⑦マイナンバーに係る書類	
※生活保護世帯の場合 ①申請書 ②自立支援医療費の意見書 ③受給者証（継続・再申請のみ）④印鑑 ⑤マイナンバーに係る書類	
変更申請	
(1) 月額負担上限額の変更	
①申請書	
②受給者証	
③健康保険証※2	
④本人の1年間の収入がわかるもの※3	
⑤印鑑	
⑥マイナンバーに係る書類	
※「重度かつ継続」の非該当者が、該当に変更申請を行う場合、自立支援医療費の意見書（精神通院用）の添付が必要。	
(2) 医療機関、薬局、訪問看護事業所等の変更・追加	
①申請書	
②受給者証	
③印鑑	
④マイナンバーに係る書類	
※デイクア、訪問看護等を追加する場合、自立支援医療費の意見書（精神通院用）の添付が必要。（指示書でも可）	
変更届	
(1) 氏名の変更	
①変更届	
②受給者証	
③氏名の変更を証明するもの	
④マイナンバーに係る書類	
(2) 熊本市内における住所の変更	
①変更届	
②受給者証	
③新住所を証明するもの（新住所がわかる郵便物でも可）	
④マイナンバーに係る書類	
(3) 加入する健康保険の変更	
①変更届	
②受給者証	
③変更後の健康保険証	
④マイナンバーに係る書類	
※保険の変更に伴い、所得区分が変更となる場合には、月額負担上限額の変更申請が必要。	

※1 継続申請（有効期間内の更新申請）であり、前回の申請時に意見書を添付し、かつ、これまでの治療内容・方針に変更がない場合には意見書は不要です。

※2 国民健康保険の場合（市町村運営以外の国民健康保険の場合も含む）、同一保険の家族全員の保険証の写しが必要です。また、後期高齢者医療の場合も同一世帯で後期高齢者医療の方全員の保険証の写しが必要です。

※3 提出（確認）された市町村民税課税証明（台帳）が非課税の場合に必要です。
申請日とその年の6月以前の場合は前々年分、7月以降の場合は前年分の収入がわかる書類も提出が必要となります。

<次ページに続く>

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 (P103～104 参照)

(4) 指定難病医療費助成

指定難病の対象になっている疾病と診断され、熊本市内に住民票があり、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当した方は、都道府県及び指定都市が指定する医療機関を受診した際の医療費が助成されます。医療費の支給を受けるには、申請のうえ認定される必要があります。提出された書類について熊本市指定難病審査会で審査を行い、適合すると認められた場合、「指定難病医療受給者証」が交付されます。

※本人又は保護者の住所、氏名、加入保険が変わったときや、死亡されたときなどは届出が必要になります。

※指定難病の対象となる疾病については、

厚生労働省ホームページ「難病対策」参照 <http://www.mhlw.go.jp>

◆対象者

- (1)国が定める指定難病の認定基準（診断基準及び重症度分類の両方）を満たしている方
- (2)認定基準の診断基準は満たすが、重症度分類を満たさない場合において、申請を行った月以前の12月以内（発症から12ヶ月未満の場合は発症月から申請月の間）に、指定難病に係る医療費の1ヶ月間の総額が33,330円を超える月数が3ヶ月以上ある方（軽症高額該当者）

◆申請に必要なもの

- ①特定医療費(指定難病)支給認定申請書
- ②臨床調査個人票
- ③健康保険証等
- ④その他（必要に応じて）

◆申請窓口

各区役所福祉課

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 (P103～104 参照)

(5) 重度心身障がい者（児）医療費助成

重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の一部負担金の全額または3分の2の額を助成します。（20歳以上の方には所得制限があります。）

◆対象者

3 歳～19 歳	身体障害者手帳 1・2 級	医療費の一部負担金の <u>全額</u> を助成	所得制限なし
	療育手帳 A1・A2		
	精神障害者保健福祉手帳 1 級		
20 歳～	身体障害者手帳 1 級	医療費の一部負担金の <u>全額</u> を助成	所得制限あり
	療育手帳 A1		
	精神障害者保健福祉手帳 1 級か つ連続して 15 年以上の入院		
	身体障害者手帳 2 級	医療費の一部負担金の <u>3 分の 2</u> を助成	
	療育手帳 A2		
	精神障害者保健福祉手帳 1 級		

◆申請に必要なもの

(1) 受給資格の申請

- ① 障害者手帳
- ② 健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- ③ 高齢受給者証（お持ちの方のみ）等

(2) 医療費助成申請（資格認定後）

- ① 重度医療受給資格者証
- ② 健康保険証
- ③ 印鑑
- ④ 医療機関が発行する領収書（後期高齢者医療の加入者は不要。レシート不可）
- ⑤ 高額療養費支給決定通知書（該当者のみ、国保加入者は不要）
- ⑥ 受給資格者名義の通帳またはキャッシュカード

◆申請できる期間

診療を受けた月の翌月から1年以内

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 （P103～104 参照）

(6) 後期高齢者医療の早期適用

障がいがある 65 歳以上の方のうち、国民健康保険や社会保険などいずれかの保険に加入し、次の(1)～(5)に該当する方は、後期高齢者医療の早期適用を受けられます。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳 1～3 級の方
- (2) 身体障害者手帳 4 級の方のうち、身体障害者手帳の障害名欄に次のいずれかの障がい記載されている方
 - ①音声機能または言語機能の著しい障害
 - ②両下肢のすべての指を欠くもの
 - ③一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
 - ④一下肢の機能の著しい障害
- (3) 療育手帳 A1 または A2 の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の方
- (5) 障害基礎年金 1 級・2 級の年金証書をお持ちの方 他

【問い合わせ先】 各区役所区民課（国保年金班） 電話 P103～104 参照

(7) 高額療養費制度

医療機関や薬局などの窓口で支払った額（保険診療分のみ）が、暦月（1 日～末日）を単位に、自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた分が支給されます。

※世帯合算があります。

※課税世帯では、世帯の総医療費に応じて自己負担限度額が上がる場合があります。

※過去 12 ヶ月以内に高額療養費の該当が 4 回以上ある場合、4 回目以降の自己負担限度額が下がります。（70 歳以上課税世帯（世帯合算時）又は、70 歳未満の場合に限ります。）

※後期高齢者医療被保険者は、一度口座の登録をされると高額療養費が発生した場合には自動的に振り込まれます。（詳しくは、各区役所区民課・各総合出張所にお尋ねください。）

※国民健康保険被保険者は、保険料の支払いが滞っている場合、支給を受けられない場合があります。

◆申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②領収書（原本）※ 後期高齢者医療保険は不要
- ③預貯金通帳等の振込先がわかるもの（国民健康保険は世帯主）
- ④個人番号カードをお持ちの方はご持参ください。
※保険者によって、申請に必要なものが異なる場合があります。

＜次ページに続く＞

◆申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所、西区役所芳野分室

【問い合わせ先】 熊本市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方

→ 各区役所区民課（国保年金班） 電話 P102～103 参照

その他の医療保険の場合は、保険証をご確認の上、各加入の健康保険組合、全国健康保険協会等にお問い合わせください。

(8) 限度額適用認定証

入院及び外来等に係る窓口での支払いが一定の自己負担限度額にとどめられます。

※窓口負担が月単位で一定の自己負担限度額にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。

※この取扱いを受けるためには、加入されている医療保険の保険者に事前の申請を行い、保険者から発行される限度額適用認定証と保険証を医療機関の窓口に提示していただく必要があります。提示がない場合は、通常の負担となり、後日、払い戻しの申請が必要となる場合があります。

※国民健康保険被保険者は、保険料の支払いが滞っている場合、交付を受けられない場合があります。

◆申請に必要なもの

(1)国民健康保険の場合

（70歳以上の方は、3割負担の一部世帯、又は市県民税非課税世帯が対象です。）

①国民健康保険被保険者証

②個人番号カードをお持ちの方はご持参ください。

(2)後期高齢者医療保険の場合

（3割負担の一部世帯、又は市県民税非課税世帯が対象です。）

①後期高齢者医療被保険者証（保険証）

②個人番号カードをお持ちの方はご持参ください。

◆申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所、西区役所芳野分室

【問い合わせ先】 熊本市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方

→ 各区役所区民課（国保年金班） 電話 P103～104 参照

その他の医療保険の場合は、保険証をご確認の上、各加入の健康保険組合、全国健康保険協会等にお問い合わせください。

(9) 標準負担額減額認定証

国民健康保険加入者か後期高齢者医療制度の加入者で、市民税非課税世帯に属する方の『限度額適用認定証』は『標準負担額減額認定証』を兼ねており、医療機関に提示することで、入院中の食事代の標準負担額が減額されます。

※この取り扱いを受けるためには、医療機関の窓口には保険証と標準負担額減額認定証を提示していただく必要があります。提示がない場合は、通常の負担となり、後日、払い戻しの申請が必要となる場合があります。

【問い合わせ先】 熊本市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方

→ 各区役所区民課（国保年金班） 電話 P103～104 参照

その他の医療保険の場合は、保険証をご確認の上、各加入の健康保険組合、全国健康保険協会等にお問い合わせください。

4. 年金・手当等

(1) 障害基礎年金（国民年金）

◆対象者

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方に支給されます。

(1) 20 歳以後の障がい

国民年金法に定める障害等級 1・2 級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方のうち、その障がいの原因となった病気・けがの初診日（初めて診療を受けた日）の時点で、

- ① 国民年金に加入している方
- ② 被保険者の資格を失ったあと、60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住所のある方（原則として、老齢基礎年金の未請求者に限る）

のいずれかで、初診日の前日において初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の 3 分の 2 以上ある方。または、初診日が 2026 年 3 月 31 日以前である場合は、初診日の前日において初診日の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納期間がない方。（初診日以降に納付された保険料は納めた期間となりません）

(2) 20 歳前の障がい

20 歳前に初診日がある場合は、20 歳になったとき（初診日から 1 年半を経過していること）にその病気・けがによる障がいが国民年金法に定める障害等級 1・2 級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方。（所得制限あり）

【問い合わせ先】 各区役所区民課（国保年金班） 電話番号 P103～104 参照

(2) 障害厚生年金・障害共済年金

障がいの原因となった病気・けがの初診日の時点で、厚生年金または共済組合に加入していた方のうち、それぞれに定める障害等級に該当する方に支給されます。詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 障害厚生年金：年金事務所 、 障害共済年金：各共済組合

(3) 特別障害給付金

国民年金の任意加入対象者で任意加入していなかったために、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者に特別障害給付金が支給されます。

◆対象者

- (1)平成3年3月以前の任意加入対象であった学生
- (2)昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金・共済組合等に参加していた人の配偶者

上記(1)(2)に該当する方で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在国民年金法に定める障害等級1・2級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方。

（所得制限あり）

ただし、65歳に達する前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

【問い合わせ先】 各区役所区民課（国保年金班） 電話 P103～104 参照

(4) 特別障害者手当・障害児福祉手当

<特別障害者手当>

重度の障がいのため日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の方に支給されます。（所得制限あり）

ただし、病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している方や施設入所者には支給されません。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

- (1)おおむね、重度の障がいがある方
- (2)重度の肢体不自由（寝たきり等）で、日常生活動作が一人ではほとんどできない方
- (3)絶対安静の症状が長く続いている方
- (4)重度の精神障がい（知的障がいを含む）のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどない方

<次ページに続く>

◆申請に必要なもの

- ①所定の診断書（特別障害者手当認定診断書）
- ②年金・扶助料等の全ての証書と改定通知書（振込通知書）
- ③本人名義の普通預金通帳
- ④印鑑
- ⑤身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）
- ⑥所得証明書（省略できる場合があります）
- ⑦マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

<障害児福祉手当>

重度の障がいのため日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の方に支給されます。
（所得制限あり）ただし、施設入所者には支給されません。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳 1～2 級相当の障がいのある方
- (2)療育手帳 A1 相当の障がいのある方
- (3)その他(1)(2)と同程度の障がいのある方

◆申請に必要なもの

- ①所定の診断書（障害児福祉手当認定診断書）
- ②本人名義の普通預金通帳
- ③印鑑
- ④身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）
- ⑤マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話番号 P103～104 参照

(5) 特別児童扶養手当

20歳未満の（法令により定められた程度の障がいの状態にある）障がい児を監護・養育する父母等に支給される手当です。（所得制限あり）

受給資格が認定（診断書等で判断）されると、障がい程度（1級・2級）に応じて、申請月の翌月分から、原則として毎年4月・8月・11月に手当が支給されます。

※手当の受給（申請）ができない方

- (1) 監護、養育している障がい児が、単独で施設等に入所しているとき
- (2) 監護、養育している障がい児が、日本国内に住所を有していないとき
- (3) 監護、養育している障がい児が、当該障がいを支給事由とする年金を受給しているとき等

◆申請に必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本または戸籍一部事項証明書
- ② 所定の診断書（特別児童扶養手当用診断書。省略できる場合があります。）
- ③ 印鑑
- ④ 請求者名義の通帳
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- ⑥ マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
 - ※ ① 戸籍謄本等は申請日から遡って1ヶ月以内に取得したものがが必要です。
 - ※ ② 診断書は、申請日から遡って2ヶ月以内に作成されたものがが必要です。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話 P103～104 参照

(6) 児童扶養手当

父又は母のいない児童や、一定の障がいのある父又は母（障害基礎年金1級程度）を持つ児童等を監護している母又は父、及び母又は父にかわってその児童を養育している方に支給されます（所得制限あり）。

対象となる児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童または20歳未満で一定の障がいのある児童です。ただし、児童が施設に入所している場合は支給されません。

児童が公的年金等を受けることができる場合や、父又は母に支給される公的年金の加算対象となっている場合は、児童扶養手当額から公的年金等の額および公的年金の加算額を差し引いた額で支給されます。

公的年金のうち障害基礎年金等を受けている場合は、児童扶養手当額から障害基礎年金等の加算額を差し引いた額が支給されます。

＜次ページに続く＞

◆申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
- ②健康保険証（生活保護世帯の方は、お持ちの方のみ）
- ③請求者の年金証書
- ④請求者名義の通帳
- ⑤養育費受領を確認できる書類（お持ちの方のみ）
- ⑥療育手帳（お持ちの方のみ）
- ⑦マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ⑧その他状況に応じて必要な書類

◆申請窓口

各区役所保健子ども課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所保健子ども課 電話 P103～104 参照

(7) 心身障害者扶養共済制度

加入者が死亡又は重度障がい有する状態になった場合、障がいのある方に年金（1口につき月額 20,000 円）が支給されます。1人2口まで加入することができ、掛金は加入時の年齢等により1口につき、月額 9,300 円～23,300 円です。納められた掛金は返還されません。

◆加入者の要件

- (1)市内に住所を有すること
- (2)加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- (3)生命保険契約の対象となる健康状態であること

◆障がいのある方の範囲

- (1)知的障がい
- (2)身体障害者手帳を所持し、その障がい1級から3級までに該当する障がい
- (3)精神または身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）で、その障がいの程度が上記(1)または(2)の者と同程度と認められる方 ※障がいの程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

◆申請に必要なもの

加入者・障がい者の状況に応じて必要なものが異なりますので、詳細は障がい保健福祉課までお問い合わせください。

◆申請窓口

障がい保健福祉課

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(8) 生活福祉資金貸付制度

障がい者世帯等に対し、必要な資金の貸付と相談援助を行い、世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援することを目的としています。（民生委員による必要な援助・助言を行います。）

<福祉資金・教育支援資金>

生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれた費用（生業・技能取得・住宅の増改築・福祉用具・障がい者用自動車購入に必要な経費等）

◆貸付利子

連帯保証人あり：無利子

連帯保証人なし：1.5% ※教育支援資金：連帯保証人不要で無利子

◆申込条件

- ①他の貸付制度を利用できる場合は、それを優先します。
- ②資金借入及び償還期間は、民生委員の相談支援を受けることになります。

※次の方は、借りることができません。

- ・過去に生活福祉資金を借りて滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- ・資金借入により、自立した生活及び償還（返済）が見込めない場合
- ・会社や団体による借入

<不動産担保型生活資金>

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金です。

貸付対象要件	①原則 65 歳以上の世帯で市県民税非課税か均等割課税の低所得者世帯 ②当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること。建物のみの所有や集合住宅（マンション）は対象外 ③土地の評価額 1,000 万円以上であり、不動産に担保権等（抵当権・賃借権等）が設定されていないこと
貸付限度額	土地評価額の 7 割を基準
貸付月額	1 ヶ月あたり 30 万円以内（個別に設定）
貸付利率	年利 3%又は毎年 4 月 1 日時点の銀行長期最優遇貸出金利の低い利率を基準
貸付期間	借受人の死亡時期までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで
償還期間	据置期間の終了時まで償還
償還の担保措置	◎推定相続人の中から連帯保証人を 1 人立てる ◎当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登記が必要となること

<次ページに続く>

借入にあたっての注意点

- ◎推定相続人に本制度利用についての承諾が必要となります
- ◎借受人が死亡した場合は、相続人には当該不動産を売却し貸付金を返済していただきます（同居している配偶者は貸付契約を継承し住み続けることができます）
- ◎事前の承諾なしに、新たに同居人を増やしたり、増改築することができなくなります

【問い合わせ先】

地区担当民生委員

熊本市社会福祉協議会

中央区事務所 電話 096-288-5081

東区事務所 電話 096-282-8379

西区事務所 電話 096-288-5817

南区事務所 電話 0964-28-7030

北区事務所 電話 096-272-1141

総合相談センター 相談・貸付班

電話 096-288-2742

(9) 生活保護

生活費等に困っている世帯は、生活保護法による援助が受けられる場合があります。他制度の利用、働く能力の活用、資産活用等検討のうえ判断されます。

【問い合わせ先】

各区役所保護課

電話 P103～104 参照

(10) 福祉金庫

熊本市に1ヶ月以上居住する生活困窮者で、世帯を更生させるための資金等が必要な方が対象となります。

貸付限度額	50,000 円以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	1 名必要

◆申請に必要なもの

- ①申請書
- ②民生委員意見書（生活保護世帯は、福祉事務所長の意見書）
- ③住民票（生活保護世帯を除く）
- ④保証人（免許証か保険証のコピー1通）
- ⑤その他必要な書類等

【問い合わせ先】

地区担当民生委員

熊本市社会福祉協議会

P102 参照

5. 障害福祉サービス等・障害児通所支援

(1) 障害福祉サービス等および障害児通所支援の内容

① 障害福祉サービス等

分類	サービスの種類	内 容
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護 ☺ 自宅で入浴や排せつ、食事の介護、家事における支援等、日常生活の範囲における介護サービスを行います。
		重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動が著しく困難な障がい者であって、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
		同行援護 ☺ 視覚障がいにより移動が著しく困難な人に外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援などを行います。
		行動援護 ☺ 知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な障がい者であって、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
		重度障害者等包括支援 ☺ 常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系	生活介護 常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供などを行います。
		自立訓練（機能訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		自立訓練（生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労移行支援 就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労継続支援（A型） 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

分類		サービスの種類	内 容
障害福祉サービス	日中活動系	就労継続支援（B型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練
		就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した人に、相談支援や指導・助言などを行います。
		療養介護	病院などの施設でおもに、日中に機能訓練や療養上の管理・看護・介護・日常生活上の援助などを行います。
		短期入所 （ショートステイ）	☺ 自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへ移行した人等に、相談支援や指導・助言などを行います。
		共同生活援助 （グループホーム）	主に日中に就労や日中活動系のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活の援助を行います。
		施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対し、夜間における日常生活上の支援を行います。
相談支援	計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成等による支援を行います。	
	地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。	
	地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。	

☺ マークのあるサービスについては、障がい児も利用することができます。

② 障害児通所支援

分類	サービスの種類	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障がい児に対して、施設に通っての日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対して、医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	通所することが困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における動作の指導・訓練等を行います。

※障害児入所支援については児童相談所にご相談ください。

③ 障害児相談支援

分類	サービスの種類	内 容
相談支援	障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス利用計画の作成等による支援を行います。

※障害福祉サービス等や障害児通所支援の事業所は、熊本市ホームページにて最新の情報を確認できます。

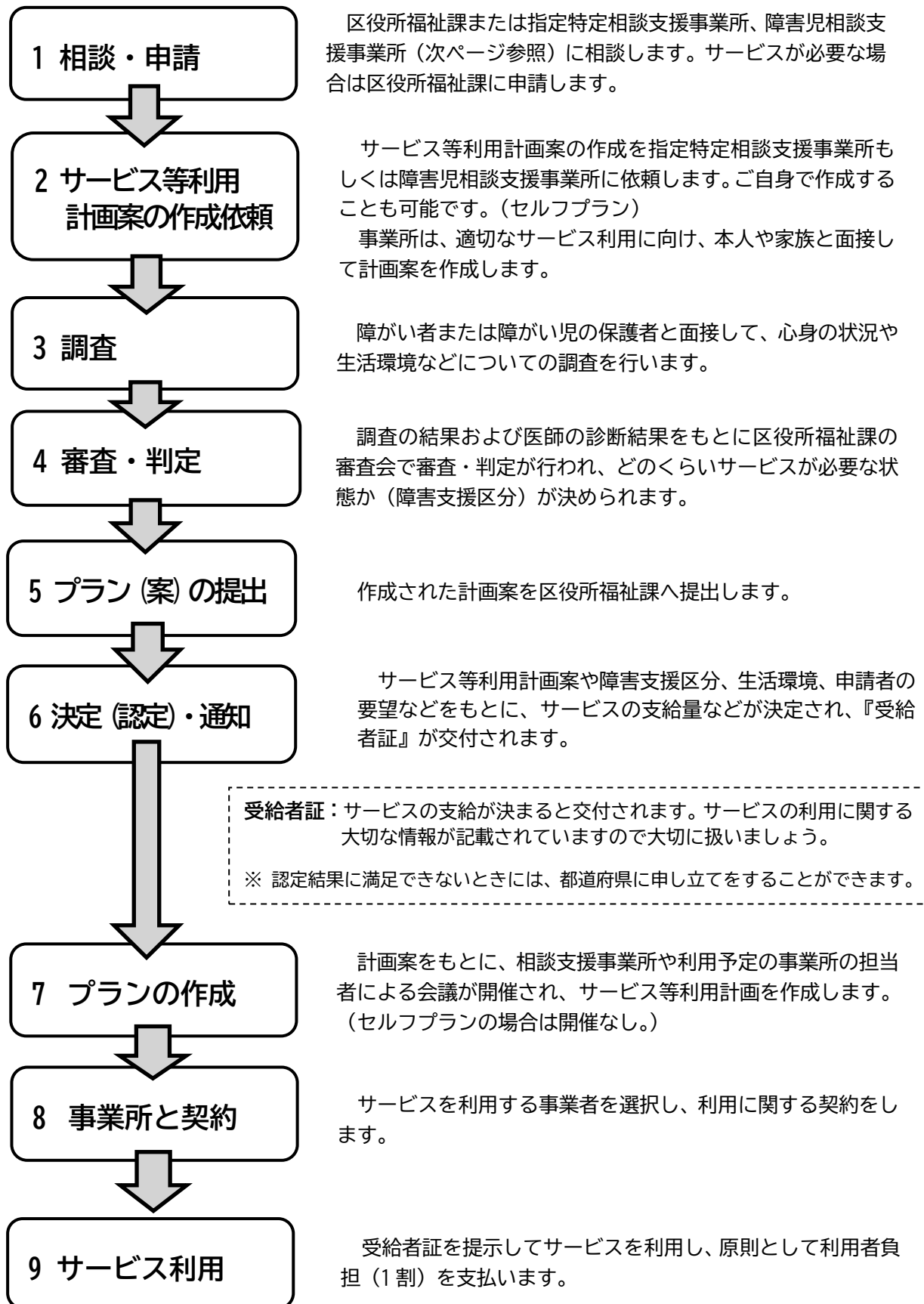
[熊本市ホームページ](#) > [分類から探す](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [障がい者（児）福祉](#) > [障がい福祉サービス](#) > [施設・事業所一覧](#)



こちらの二次元コードを読み取ると、最新の事業所一覧を参照できます。

(2) 障害福祉サービス等の利用の流れ

※障害児通所支援も同様です。



(3) 地域生活支援事業

障がいのある方が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため熊本市では、以下の地域生活支援事業を実施しています。

① 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出支援を行います。

◆対象者

本人のみで外出することが困難であり、障がい福祉サービスに該当せず、ほかに適当な介護者がいない障がい者及び障がい児

② 日中一時支援 A 型事業

介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の、日中の介護及び必要な支援を施設で行います。

◆対象者

日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者及び障がい児

③ 訪問入浴サービス

入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。

◆対象者

入浴が困難な障がい者及び障がい児

※熊本市の地域生活支援事業所は、熊本市ホームページにて最新の情報を確認できます。

熊本市ホームページ > 分類から探す > 健康・福祉・子育て > 障がい者（児）福祉 > 障がい福祉サービス > 施設・事業所一覧

④ 地域活動支援センター

創作的活動または生活活動の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分けられます。

Ⅰ型 各種講座を開催するなど活動の幅を広げ、利用者同士や地域の方との交流を図ります。

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センターいんくる	中央区白山 2-4-1	096-366-6359
熊本きぼう生活支援センター	南区南高江 7-8-77	096-358-1121
地域生活支援センターアシスト	北区弓削 5-11-11	096-337-5211
熊本市障がい者相談支援センターウィズ	中央区新大江 3-20-3	096-200-1571
しょうがい者生活支援センター青空	東区長嶺西 3-1-35	096-237-6777
地域生活支援センターなでしこ	北区植木町投刀塚 295-2	096-272-7214

Ⅱ型 在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

事業所名	所在地	電話番号
熊本市障害者福祉センター希望荘	中央区大江 5-1-15	096-371-8886

Ⅲ型 創作的活動または生産活動の機会を提供します。

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センター熊本ダルク	中央区大江 2-14-14	096-371-8886

⑤ 障害児等療育支援事業

外来または訪問による療育、相談、指導をおこないます。

◆対象者

在宅の心身障がい児（者）及びその保護者

◆事業所

事業所名	所在地	電話番号
くまもと江津湖療育医療センター	東区画図町大字重富 575	096-370-0501
済生会なでしこ園	南区白藤 3-2-71	096-357-6615
三気の家	北区室園町 20-40	096-346-3323
熊本県ひばり園	東区長嶺南 2-3-2	096-382-1939
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町豊福 2900	0964-32-1143

6. 在宅生活支援

(1) 補装具費支給制度

失われた身体の機能を補い、身体に装着して日常生活等に用いる補装具の購入又は修理について、補装具費を支給します。（原則、基準額の1割が自己負担として必要ですが、所得区分ごとに負担金額の上限が設定されています。なお、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯の場合は支給の対象となりません。）必ず、購入又は修理の前にご相談ください。

◆支給対象となる補装具（障害の内容・程度によって異なります。）

障害種別	補装具の種目（例）
視覚・難病	眼鏡・視覚障害者安全つえ・義眼
聴覚・難病	補聴器・人工内耳用音声信号処理装置（修理）
肢体不自由・難病	車椅子・電動車椅子・装具・歩行補助つえ（一本つえを除く）・座位保持椅子・歩行器・義手・義足・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置 など

※補装具の種目によっては、熊本市障がい者福祉相談所の判定が必要となります。

※介護保険対象の方は、介護保険の福祉用具と共通する補装具（車椅子・電動車椅子・歩行補助つえ・歩行器）については、原則、介護保険が優先します。

※労働者災害補償保険法等の他の制度で補装具の給付等が受けられる場合は、そちらが優先します。

※決定を受けた後で、補装具業者に利用者負担額を支払い、補装具の引渡しを受けます。

※平成30年4月以降、借受けも支給対象となりました。

◆申請に必要なもの

- ①見積書（登録業者によるもの）
- ②身体障害者手帳
- ③補装具費支給意見書・処方箋（一部省略可）
- ④印鑑
- ⑤マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ⑥その他（必要に応じて）

※ 別途、意見書が必要となる場合があります。

<次ページに続く>

※ 熊本市障がい者福祉相談所では、身体障がい者の来所診査が実施されています。
来所診査を受けて申請される場合は、見積書及び補装具費支給意見書・処方箋を省略することができます。なお、来所診査には事前の予約が必要です。詳細は、熊本市障がい者福祉相談所（電話 096-362-6500 FAX 096-362-6660）にお尋ねください。

【問い合わせ先・申請先】各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P103～104 参照

(2) 日常生活用具の給付

在宅の重度身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の日常生活を容易にし、便宜を図るために、次のような用具の給付を行っています。必ず、購入前にご相談ください。

※給付 原則基準額の1割負担となります。但し、負担が高額にならないよう、所得区分ごとに負担金額の上限が設定されています。また、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯の場合は対象となりません。）

品 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・ 下肢又は体幹機能障害 ・ 難病患者
	特殊マット ※1	
	特殊尿器	
	訓練用ベッド	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害
	入浴担架	
自立生活支援用具	入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能障害
	便器	・ 難病患者
	頭部保護帽 ※2	平衡機能もしくは下肢又は体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	・ 平衡機能もしくは下肢又は体幹機能障害 ・ 難病患者
	特殊便器 ※1	・ 上肢障害 ・ 難病患者
	火災警報機 ※1	・ 身体・知的障害で火災発生の感知、避難が困難な方
	自動消火器 ※1	・ 身体・知的障害で火災発生の感知、避難が困難な方 ・ 難病患者
	電磁調理器 ※1	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害

[＜次ページに続く＞](#)

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害
	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	・難病患者
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害
	盲人用体重計	
	パルスオキシメーター	・呼吸器機能障害があり、在宅酸素療法を行っている方 ・難病患者
	携帯型家庭用機械弁モニタリング	心臓機能障害（弁置換術を受けている方）

※1 の用具は療育手帳 A1・A2、※2 の用具は療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の方も対象になる場合があります。詳細な条件についてはお尋ねください。

品 目		対 象 者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体障害
	情報・通信支援用具（パーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト）	視覚障害又は上肢障害
	点字ディスプレイ	視覚障害
	点字器	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	暗所視支援眼鏡	聴覚障害又は発声・発語障害
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出者
	人工喉頭	音声機能障害者又は音声機能障害児であって、常時埋込型の人工咽頭を使用する者
	埋込型人工咽頭用人工鼻	人工内耳装用者
	人工内耳用電池	
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系、尿路系）	ぼうこう又は直腸機能障害
	紙おむつ等	ストーマ用装具の装着ができない方、高度の排便・排尿機能障害、脳原性運動機能障害
	収尿器	脊椎損傷等により排尿が困難な方
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	・下肢又は体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る） ・難病患者

<次ページに続く>

●介護保険対象の方は、一部の福祉用具（便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具）については、原則として、介護保険の保険給付となります。

●対象者については、品目ごとに等級、年齢等の条件があります。詳しくは各区役所福祉課までお尋ねください。

◆申請に必要なもの ※申請する品目により、必要な書類が異なります。

ストーマ装具、紙おむつ等（消化器系、尿路系、紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具）、見積書の金額が5万円以下（税込）の用具	①印鑑 ②障害者手帳 ③業者見積書（登録業者によるもの） ④給付申請品目（品）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット、その他これらに類するもの）
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	①印鑑 ②身体障害者手帳 ③業者見積書（登録業者によるもの） ④図面 ⑤カタログ ⑥施工前の写真等
その他の品目	①印鑑 ②障害者手帳 ③給付申請品目（品）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレットその他これらに類するもの）

*このほか『意見書』等が必要な場合もあります。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先・申請先】 各区役所福祉課 電話 P103～104 参照

(3) 福祉電話・緊急通報システム

※ 所得税非課税世帯の重度身体障がい者に限る。

用具種目	対象者
福祉電話	障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、難聴者または外出困難な方
緊急通報システム	単身または障がい者のみの世帯で、緊急時の連絡が困難な方

【問い合わせ先・申請先】 障がい保健福祉課 電話 096-325-2519

(4) 寝具無料乾燥サービス

在宅の障がい者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具（掛布団・敷布団・毛布）の丸洗い殺菌乾燥を年1回無料で行います。

◆対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の方で市町村民税非課税世帯の方

◆受付期間

毎年6月

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先・申請先】 各区役所福祉課 電話 P103～104 参照

(5) 点字図書館

視覚障がい者に対して、次のようなサービスを行っています。

◆サービス内容

①郵送貸出	郵送による図書《点字図書、録音図書》の貸出 (郵送料は無料)
②読み代行サービス	対面または電話によって、活字資料を代読するサービス (ただし対面の場合は、事前予約が必要。)
③プライベート・サービス	希望者に一般図書を点訳、CDに録音して提供するサービス
④盲人用具のあつ旋	盲人用具の紹介、購入の斡旋、販売、給付申請・手続きのための情報提供

【問い合わせ先】 熊本県点字図書館 電話 096-383-6333
FAX 096-384-7821
ホームページ <http://kumaten.jimdo.com/>

(6) 点字広報紙

視覚障がい者のために、広報紙（市政だより、市議会だより）を点字版やCDにしてお届けしています。

【問い合わせ先】 市政だより : 熊本市広報課 電話 096-328-2043
市議会だより : 熊本市議会局政策調査課 電話 096-328-2684

(7) 市ホームページ・市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大

視覚障がい者が使いやすいように、市ホームページ及び市議会ホームページの内容を音声で読み上げたり、文字を簡単な操作で大きくして読みやすくしたりする機能があります。

【問い合わせ先】 市ホームページ : 熊本市広報課 電話 096-328-2043
市議会ホームページ: 熊本市議会局政策調査課 電話 096-328-2684

(8) ラジオ『声の市政だより』

視覚障がい者にもわかりやすく、市政だよりの情報を放送しています。

◆放送局 熊本シティエフエム（FM791）
◆放送時間 毎週第1土曜日、第3土曜日 午前9時半～午前10時（30分間）

【問い合わせ先】 熊本市広報課 電話 096-328-2043

(9) 郵送による図書の貸出し

身体に障がい等があるために、図書館への来館が困難な方などを対象として、無料の郵送貸出しサービスを行っています。貸出資料は、一般図書、録音図書や大活字本です。

貸出冊数は、1回につき8冊または8巻まで（重量3kg以内）、貸出期間は30日以内です。詳しくは、お尋ねください。

※休館日・・・月曜（月曜が休日の場合は翌平日）、年末年始、特別整理日

【問い合わせ先】 熊本市立図書館 電話 096-363-4522
FAX 096-372-4252

7. 権利擁護等に関する相談

(1) 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者 110 番事業）

障がい者又は家族等関係者からの、障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、内容に応じて専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関の紹介、取り次ぎ等を行います。

○電話相談：月・水・金曜（休祭日及び年末年始を除く）13時～17時

○来所相談：月・水・金曜（休祭日及び年末年始を除く）13時～17時※要予約

上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付けます。

【問い合わせ先】 熊本県身体障害者福祉団体連合会（熊本市中央区南千反畑町3-7）
電話・FAX 096-354-4110

(2) 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、安心して地域で生活が送れるよう支援する事業です。熊本市社会福祉協議会とかわす契約書に定めるサービスの内容についての理解と契約の意思が確認できる方が対象となります。

利用に際し、本人と熊本市社会福祉協議会で支援計画を作成し、支援計画に基づいて支援を行います。

◆対象者

熊本市内で在宅生活をされている、判断能力が十分でない軽度の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方々（ただし、この事業についてある程度理解でき、契約能力のある方）

◆支援サービスの内容

①福祉サービスの利用援助	利用手続きの支援・利用料支払い支援・利用に関する助言等
②日常的な金銭管理サービス	年金や福祉手当の受領に必要な手続き、医療費の支払い手続き、税金や社会保険料、公共料金、日用品の代金の支払い手続き等（日常に関わる金銭管理に範囲が限定されているため、本人の借金返済代行はできません。）
③書類等の預かりサービス	大切な書類や印鑑などをお預かりし、金融機関の貸金庫で保管します。

◆相談窓口

熊本市社会福祉協議会

＜次ページに続く＞

◆利用料金

相談から契約までは無料ですが、サービスの開始より下記の金額が必要となります（利用料金は変更になることがあります）。※生活保護受給中の方は無料

②日常的金銭管理サービス	1回の支援につき1時間まで900円 (以降30分ごとに450円追加)
③書類等の預かりサービス	1ヶ月につき250円

※契約に際しては、ご利用者宅を数回訪問して利用の意思や判断能力を確認した上で、支援計画や契約書を作成し契約を結ぶため、契約にいたるまでに時間を要します。

【問い合わせ先】

熊本市社会福祉協議会	中央区事務所	電話 096-288-5081
	東区事務所	電話 096-282-8379
	西区事務所	電話 096-288-5817
	南区事務所	電話 0964-28-7030
	北区事務所	電話 096-272-1141

総合相談センター 権利擁護班 電話 096-247-7720

(3) 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」に区別されます。任意後見制度は、本人があらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が不十分になったときに備えるものです。

【問い合わせ先】

熊本家庭裁判所	後見センター	電話 096-206-5091
熊本市社会福祉協議会	総合相談センター	権利擁護班
		電話 096-247-7720
熊本市障がい保健福祉課		電話 096-328-2519

(4) 障がい者差別に関する相談

障がいを理由とした差別をなくすため、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法がスタートしました。障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対し、障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある方への合理的な配慮の提供を求めています。

障がいを理由とする差別や合理的配慮の不提供でお悩みの方は、ご相談ください。

【相談窓口・問い合わせ先】

熊本市障がい保健福祉課、各区役所福祉課（P103～104 参照）

熊本市障がい者相談支援センター（P11～12 参照）

8. 教育・保育

(1) 特別支援学級・特別支援学校一覧

■熊本市特別支援学級・通級指導教室設置学校【小学校】 (令和3年5月1日現在)

学番	学校名	学級種	電話番号	学番	学校名	学級種	電話番号	学番	学校名	学級種	電話番号	学番	学校名	学級種	電話番号
1	壺川	知 的 自・情 難聴通級	325-8267	23	清水	知 的 自・情 肢 体 病 弱 LD・ADHD通級	343-4628	48	楠	知 的 自・情 言 語 通 級 LD・ADHD通級	338-7780	72	飽田南	自・情 病 弱	357-9240
2	碩台	知 的 自・情	343-1178					49	託麻東	知 的 自・情 肢 体 病 弱 難 聴	380-2156	73	飽田西	知 的 自・情	227-0028
3	白川	知 的 自・情	366-4205	24	日吉	知 的 自・情 言 語 通 級 LD・ADHD通級	325-0072 312-1566					74	中緑	知 的	223-1415
4	城東	知 的	356-0759					50	託麻西	知 的 自・情 肢 体 情 緒 通 級	380-2123	75	銭塘	知 的	223-0028
5	慶徳	知 的 自・情 院 内 言 語 通 級	322-0134 熊大373-5857 312-1851	25	川尻	知 的 自・情	357-9100	51	託麻北	知 的 自・情	380-2004	76	奥古閑	知 的	223-0045
6	一新	知 的 自・情	354-3040	26	力合	知 的 自・情 病 弱	357-9417	52	桜木	知 的 自・情 肢 体	368-6095	77	川口		
7	五福	知 的 自・情 情 緒・LA通級	356-0739	27	御幸	知 的 自・情	379-1921	53	東町	知 的 自・情 肢 体 病 弱 言 語 通 級 情 緒 通 級	331-1529	78	長嶺	知 的 自・情 肢 体	368-9925
8	向山	知 的 自・情	354-5495	28	田迎	知 的 自・情	378-2818					79	日吉東	知 的 自・情	323-3264
9	黒髪	知 的 言 語 通 級 情 緒 通 級	343-0178 341-1388 343-0178	29	高橋	知 的	329-8101	54	麻生田	知 的 自・情	338-0349	80	桜木東	知 的 自・情	360-3341
10	大江	知 的 自・情 病 弱	366-8947	30	池上	知 的 自・情	322-0400	55	武蔵	知 的 自・情	339-3393	81	富合	知 的 自・情	357-4511
11	本荘	知 的 自・情	364-2929	31	城山	知 的 自・情 肢 体 難 聴	329-4866	56	帯山西	知 的 自・情	381-7755	82	杉上	知 的 自・情	0964-28-2120
12	春竹	知 的 自・情 難 聴 情 緒 通 級	362-3315	32	託麻原	知 的 自・情 難 聴 情 緒 通 級	366-5201	57	月出	知 的 自・情	382-5747	83	隈庄	知 的 自・情	0964-28-2045
13	古町	自・情 弱 視	325-7422	33	秋津	知 的 自・情 肢 体	367-4868	58	出水南	知 的 自・情	363-5671	84	豊田	知 的 自・情	0964-28-2044
14	春日	知 的 自・情 肢 体	352-1922	37	泉ヶ丘	知 的 自・情 肢 体	369-2007	59	健軍東	自・情	367-8117	85	植木	知 的 自・情 LD・ADHD通級	272-0009
15	城西	知 的 自・情 病 弱 情 緒・LA通級	325-2739	38	小島	知 的 自・情 肢 体 難 聴 情 緒・LA通級	329-0912	60	城南	知 的 自・情 情 緒 通 級	358-2380	86	山本	自・情	272-0839
16	花園	知 的 自・情 LD・ADHD通級	355-0258	39	龍田	知 的 自・情	338-1377	61	田迎南	知 的 自・情	378-6405	87	田原	知 的 自・情	272-0141
17	池田	知 的 自・情 病 弱	354-0218	40	帯山	知 的 自・情 肢 体 LD・ADHD通級	382-5102	62	弓削	知 的 自・情	338-9390	88	菱形	知 的 自・情 言 語 通 級	272-3951
18	出水	知 的 自・情 言 語 通 級	371-1465 375-1181	41	中島	知 的 自・情	329-7120	63	託麻南	知 的 自・情 肢 体	389-0850	89	桜井	知 的 自・情 LD・ADHD通級	272-0054
19	白坪	知 的 自・情 難 聴 LD・ADHD通級	354-5575	42	白山	知 的 自・情	366-6216	64	山ノ内	知 的 自・情	367-0800	90	山東	知 的 自・情	272-0857
20	画図	知 的 自・情 病 弱	378-0710	43	若葉	知 的 自・情	368-2750	65	楡木	知 的 自・情	339-5103	91	吉松	知 的 自・情	272-0838
21	砂取	知 的 自・情	382-7033	44	城北	知 的 自・情 情 緒 通 級	344-8521	66	川上	知 的 自・情 病 弱	245-0018	92	田底	自・情	274-6250
22	健軍	知 的 自・情 肢 体 難 聴 情 緒・LA通級 言 語 通 級 難 聴 通 級	369-2004 331-1534 369-2004	45	尾ノ上	知 的 自・情 病 弱 LD・ADHD通級	381-0165	67	西里	知 的 自・情 病 弱	245-0004	93	田迎西	知 的 自・情 肢 体	378-0550
				46	西原	知 的 自・情 情 緒 通 級	382-3461	68	北部東	知 的 自・情 肢 体	344-5630	94	力合西	知 的 自・情 肢 体	358-8700
				47	高平台	知 的 自・情 病 弱	325-3257	69	芳野	知 的 自・情	277-2006	95	龍田西	知 的 自・情 病 弱	339-6601
								70	河内	自・情	276-0031				
								71	飽田東	知 的 自・情 肢 体	227-0003				

※ 特別支援学級が設置されていない小学校：川口小学校

■：通級指導教室

■：R3 新設通級指導教室

■：R3 新設特別支援学級

■熊本市特別支援学級・通級指導教室設置学校【中学校】 (令和3年5月1日現在)

学番	学校名	学級種	電話番号	学番	学校名	学級種	電話番号
1	出水	知 的	371-2277	21	楠	知 的	338-1735
		自・情				自・情	
2	白川	知 的	364-6181	22	西原	知 的	383-6124
		自・情				自・情	
3	藤園	知 的	353-6417	23	武蔵	知 的	338-5430
		自・情				自・情	
		肢 体	熊大373-5849	24	東町	難 聴	367-8113
		院 内				知 的	
		LD・ADHD通級	353-4671			自・情	378-6429
4	花陵	知 的	354-5635	25	出水南	肢 体	
		自・情				知 的	345-2753
5	城南	知 的	357-7175			自・情	
		自・情				肢 体	359-0747
		LD・ADHD通級				弱 視	
6	京陵	知 的	354-1316	26	清水	知 的	245-0002
		自・情				自・情	
		病 弱	354-0091	27	井芹	肢 体	227-0004
		難 聴				知 的	
7	西山	知 的	354-0091	28	北部	自・情	223-0038
		自・情				知 的	
		病 弱	325-0259			自・情	368-9926
8	江南	知 的				肢 体	
		自・情	372-1710			弱 視	358-6454
		肢 体		29	芳野		
9	江原	知 的	372-1710	30	河内		339-9965
		自・情				知 的	
10	竜南	知 的	343-3203	31	飽田	自・情	351-6442
		自・情				肢 体	
11	桜山	知 的	344-3828	32	天明	知 的	365-1641
		自・情				自・情	
12	湖東	知 的	368-3913	33	長嶺	知 的	357-4343
		自・情	369-7999			自・情	
		病 弱	368-2118			肢 体	0964-28-2006
		難 聴				病 弱	
		難 聴 通 級		34	力合	知 的	272-0073
13	託麻	知 的	378-0338			自・情	
		自・情		35	龍田	知 的	272-0103
		肢 体	329-0518			自・情	
14	三和	知 的				肢 体	272-0209
		自・情	329-2792			難 聴	
15	城西	知 的		36	日吉	知 的	368-9926
		自・情				自・情	
		肢 体	383-1288			肢 体	357-4343
		難 聴				病 弱	
16	帯山	知 的	383-1288	37	桜木	知 的	272-0073
		自・情				自・情	
		LD・ADHD通級	369-5459	38	富合	知 的	272-0103
17	東野	知 的				自・情	
		自・情	368-3166	39	下城南	知 的	272-0209
18	錦ヶ丘	知 的				自・情	
		自・情	380-2155			肢 体	272-0209
		病 弱				LD・ADHD通級	
19	二岡	知 的	380-2155	40	鹿南	知 的	272-0209
		自・情				自・情	
		病 弱	380-2053	41	五霊	知 的	272-0209
20	東部	知 的				自・情	
		自・情				LD・ADHD通級	
				42	植木北	知 的	272-0209
						自・情	

※特別支援学級が設置されていない中学校：芳野中学校、河内中学校

：通級指導教室 ：R3 新設特別支援学級

■特別支援学校

特別支援学校は障がいのある幼児・児童・生徒のための学校です。以下は県内の特別支援学校一覧です。

種別	学校名		設置学部				所在地	電話番号
			幼	小	中	高		
知的障がい教育	熊本県立熊本はばたき高等支援学校					○	熊本市東区東町3丁目14-3	096-331-5656
	熊本県立熊本支援学校			○	○	○	熊本市中央区出水5丁目5-16	096-371-2323
	熊本県立菊池支援学校			○	○	○	合志市合生4300	096-242-0069
	熊本県立かもと稲田支援学校	小中		○	○		山鹿市麻本町高橋638	0968-46-1740
		高				○	山鹿市鹿本町御宇田312	0968-46-5638
	熊本県立ひのくに高等支援学校					○	合志市合生4360-7	096-249-1001
	熊本県立大津支援学校			○	○	○	菊池郡大津町大字室1381	096-293-0486
	熊本県立松橋西支援学校			○	○	○	宇城市松橋町松橋308-1	0964-33-2797
	高等部上益城分教室 (甲佐高等学校内)					○	上益城郡甲佐町横田327	096-235-8040
	熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校					○	八代市鏡町鏡村937	0965-31-2577
	熊本県立荒尾支援学校			○	○	○	荒尾市増永字西長浦2299-3	0968-62-1131
	熊本県立小国支援学校			○	○	○	阿蘇郡小国町宮原2635-2	0967-46-4370
	熊本県立球磨支援学校			○	○	○	球磨郡多良木町多良木4217	0966-42-3792
	熊本県立天草支援学校	小中		○	○		天草市本町新休972	0969-23-0141
		高				○	天草市本渡町本戸馬場495 (天草拓心高等学校本渡校舎内)	
	熊本市立平成さくら支援学校					○	熊本市南区平成2丁目20-1	096-245-6232
	熊本市立あおば支援学校			○	○		熊本市中央区千葉城町5-3	096-245-6440
	八代市立八代支援学校			○	○	○	八代市高島町1-6	0965-32-3251
	熊本大学教育学部附属特別支援学校			○	○	○	熊本市中央区黒髪5丁目17-1	096-342-2956
病弱教育	熊本県立黒石原支援学校			○	○	○	合志市須屋2659	096-242-0156
肢体不自由教育 知的障がい教育	熊本県立芦北支援学校【肢】			○	○	○	葦北郡芦北町芦北2829-8	0966-82-4627
	高等部佐敷分教室【知】 (芦北高等学校内)					○	葦北郡芦北町乙千屋20-2	0966-61-3303
肢体不自由教育	熊本県立熊本かがやきの森支援学校			○	○	○	熊本市西区横手5丁目16-28	096-319-2000
	江津湖療育医療センター分教室			○	○	○	熊本市東区画図町重富575	096-379-4420
	熊本県立松橋支援学校			○	○	○	宇城市松橋町南豊崎252	0964-32-0729
	熊本県立苓北支援学校			○	○	○	天草郡苓北町志岐1217-1	0969-35-1780
肢体不自由教育	熊本県立松橋東支援学校【肢】			○	○	○	宇城市松橋町豊福2910	0964-32-1726
病弱教育	訪問教育【病】			○	○			
視覚障がい教育	熊本県立盲学校			○	○	○	熊本市東区東町3丁目14-1	096-368-3147
聴覚障がい教育	熊本県立熊本聾学校			○	○	○	熊本市東区東町3丁目14-2	096-368-2135

[＜次ページに続く＞](#)

【問い合わせ先】 熊本市教育委員会事務局 学校教育部総合支援課
電話 096-328-2743

(2) 障がい児保育

就労等により保護者が家庭で乳幼児を保育できない場合、障がいの特性や発達状況を配慮しながら保育を行っています。

【問い合わせ先】

入園について 各区役所保健子ども課 電話 P103～104 参照

その他 熊本市 保育幼稚園課 電話 096-328-2568

(3) 就学奨励費の支給

対象となる児童生徒の保護者に対して、給食費・通学費・学用品購入費などの経費の一部を支給する制度が設けられています。保護者の収入や世帯の状況等から算出される支弁区分に応じて支給される費目等が異なります。

◆対象となる児童生徒

- ①特別支援学校に就学している児童生徒
- ②特別支援学級に就学している児童生徒
- ③通級指導教室に通級している児童生徒
- ④小中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒

【問い合わせ先】

- ① : 熊本県教育庁教育総務局学校人事課 電話 096-333-2692
- ②③④ : 熊本市教育委員会事務局学校教育部 総合支援課 電話 096-328-2743

(4) 教育相談室

発達や就学、いじめや不登校など教育に関する来所相談をお受けします。

◆対象者

年長児、小・中・高校生年齢の子ども本人、その保護者及び学校関係者

◆来所相談

月曜～金曜 9時30分～15時45分（要予約）

予約受付時間 9時～17時15分

※祝日、年末年始を除く

【問い合わせ・予約先】 熊本市こどもセンター（あいぱるくまもと）2階 教育相談室
電話 096-362-7070

9. 住まい

(1) 公営住宅（重度身体障がい者世帯向け住宅等）

<市営住宅>

重度身体障がい者世帯向住宅や障がい者等優先住宅（1階部分）が一部用意されています。また、一般世帯向住宅へのお申し込みの際し、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯は、公開抽選での優遇措置（抽選番号を一つ追加）を受けることができます。ただし、障がい者等優先住宅（1階部分）との併用申込の時は、一般世帯向住宅での優遇措置はありません。

◆対象者

- (1) 重度身体障がい者世帯向住宅への入居資格（常時車椅子を使用）
身体障害者手帳（1級又は2級）又は療育手帳（A1又はA2）の交付を受け得る程度の方がいる世帯
（原則として、手帳の交付を受けた方）
- (2) 一般世帯向住宅公開抽選での優遇措置
障害者手帳交付を受け得る程度の障がいの方がいる世帯で、その障がいの程度が
 - ◎身体障害者手帳1級～4級の方
 - ◎療育手帳A1、A2、B1、B2の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方（原則として、手帳の交付を受けた方）

<県営住宅>

階段昇降困難な方への低層階（1・2階）・エレベーター設置棟への入居希望制度や、重度身体障がい者世帯向住宅が一部用意されています。

また、熊本県営住宅へのお申し込みの際し、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯は、公開抽選での優遇措置（抽選番号を一つ追加）を受けることができます。

◆対象者

- (1) 重度身体障がい者世帯向住宅への入居資格（常時車椅子を使用）
身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた方で、
常時車いすを使用する方がいる世帯
- (2) 熊本県営住宅公開抽選での優遇措置
障害者手帳交付を受け得る程度の障がいの方がいる世帯で、その障がいの程度が
 - ◎身体障害者手帳1級～4級の方
 - ◎療育手帳A1、A2、B1、B2の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方（原則として、手帳の交付を受けた方）

<次ページに続く>

【問い合わせ先】

◎市営住宅

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター 電話 096-327-5101

熊本市（東・南区）市営住宅管理センター 電話 096-311-7833

◎県営住宅

熊本県営住宅管理センター 電話 096-213-2711

(2) 住宅改造費の助成

在宅生活を送るうえで利便性の向上を図るため、お住まい（予定）の家屋を改造する場合に、工事費の一部を助成します。（新築・増改築・維持補修を除く。）また、それにあたって助言を行う住宅改造居宅介護支援員を派遣します。

※対象工事の具体例：手すり設置、段差解消、スロープ設置等

※着工前の申請が必要（工事後は、助成の対象になりません）

◆対象者

次のいずれにも該当すること

- (1) 65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2をお持ちの在宅の方。
- (2) 改造しようとする家屋について、所有権を有する者又は所有権者の承諾を得ている方。
- (3) 世帯の生計中心者の前年分の所得税の額が、14万円以下の世帯に属する方。
- (4) 助成金の交付を受けたことがない方。

◆相談窓口

熊本市障がい保健福祉課

◆申請窓口

熊本市障がい保健福祉課

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(3) 救護施設

身体上または精神上何らかの障がいがあり、自立して日常の生活ができない人に利用していただく、日常生活全般にわたって援助を行うことを目的とした生活保護法に基づく施設です。

施設名	所在地	電話番号	定員	担当区
友愛会銀杏寮	熊本市西区春日 5-17-36	096-352-6602	60	西区
菊池園	菊池市泗水町吉富 17-1	0968-38-2956	50	北区
千草寮	八代市千丁町太牟田 2618	0965-46-0032	50	南区
野坂の浦荘	芦北郡芦北町大字田浦町 358-2	0966-87-2277	50	中央区
しらがね寮	球磨郡あさぎり町上西 835-2	0966-45-6668	50	中央区
天草園	天草市河浦町宮野河内 3662-2	0969-78-0053	70	西区
真和館	阿蘇郡西原村大字鳥子 3072	096-279-1121	50	東区

【問い合わせ先】 各区役所保護課 電話 P103～104 参照

10. 公的な制度・サービス等

(1) 熊本市おでかけ IC カード①の交付

障がい者の方々により多く社会参加していただき、健康でいきいきとした生活を送っていただくため、市内を運行する路線バス・電車（JR を除く）・市電を 1 割の負担額で利用できる「おでかけ IC カード①」（障がい者用）を交付しています。

おでかけ IC カード①に現金をチャージして、降車時に通常運賃の 1 割の金額をおでかけ IC カードから差し引きます。

◆対象者

熊本市に住民登録のある身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級、療育手帳 A1・A2・B1 所持者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆申請に必要なもの

①対象の障害者手帳すべて

②手数料 500 円（デポジット相当分）

※代理人が申請される場合は、別途代理人の身分証明書をお持ち下さい。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

※詳しいご利用方法はおでかけ IC カード交付時にお渡しする「ご利用ガイド」をご確認ください。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P103～104 参照

(2) 障がい者福祉タクシー利用券

熊本市内を営業区域としているタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する利用券を交付します。

◆対象者

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 または精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちで市内に住民登録があり、本人の所得税が非課税の方

◆利用券の種類

(1) 福祉タクシー利用券 (普通タクシー用)	1 回の乗車につき 450 円を助成。
(2) 患者等輸送タクシー利用券 (リフト付タクシー用)	1 回の乗車につき小型車なら 550 円、中型車なら 1,090 円、大型車なら 1,360 円を助成。

※(1)は年間 40 枚、(2)は年間 35 枚を上限として交付。交付年度内有効。

◆申請に必要なもの

- ①対象の障害者手帳すべて
- ②印鑑（シャチハタ等のゴムスタンプ印は不可）
- ③所得税非課税を証明するもの（その年の転入者等）

※代理人が申請される場合は、別途代理人の印鑑及び身分証明書をお持ちください。

◆申請窓口

各区役所福祉課および各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P103～104 参照

(3) 障がい者燃料費助成券

1 人で外出できない、他の移動支援の助成事業（おでかけ IC カード①・福祉タクシー利用券）をこれまで利用したことがない・利用できない重度の知的障がいのある方を対象に、同居の家族等が運転する自家用車に対する燃料費の助成事業です。

◆対象者

熊本市内に住民登録があり、1 人で外出できない在宅の重度障がい者で、以下のいずれにも該当するもの。

- (1)療育手帳 A1・A2 所持者
- (2)所得税が非課税の者
- (3)熊本市おでかけカード①の交付を受けていない者
- (4)熊本市障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けていない者
- (5)障がい者支援施設及び障がい者施設等に入所していない者

◆対象自動車

対象者の家族等が所有する自家用車

◆助成額

対象者 1 人につき上限 12,000 円分（年間） 1,000 円券を 12 枚

※交付月により枚数が異なります。交付年度内有効。

<次ページに続く>

◆申請に必要なもの

- ①対象者の療育手帳
- ②対象車両の車検証写し
- ③申請者の身分証明書
- ④申請者の印鑑（シャチハタ等のゴムスタンプ印は不可）
- ⑤対象者の所得税非課税を証明するもの（その年の転入者等）

◆申請窓口

各区役所福祉課及び各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P103～104 参照

(4) 施設入場料・個人使用料の減免

窓口での障害者手帳の提示により、次の施設の入場料・個人使用料が減免されます。

◆入場料が無料となる施設

熊本城・熊本市動植物園・旧細川刑部邸・熊本博物館・塚原歴史民俗資料館・立田自然公園・県立美術館・熊本県伝統工芸館・監物台樹木園・県立装飾古墳館・熊本県農業公園

※介護者や同伴者も割引・無料となる場合がありますので、各窓口にお尋ねください。

◆個人使用料が全額免除となる施設

◎市体育施設

競技場、屋内プール、武道場、弓道場、アーチェリー場、スケートリンク、トレーニング室

◎県立総合体育館

室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室

◎熊本武道館

◎熊本県民総合運動公園

陸上競技場、地下トレーニング室、レンタル自転車

◎パークドーム熊本

室内温水プール

※城南弓道場については、個人使用料が無いため、免除の対象となりません。

※熊本市現代美術館は観覧料が団体割引料金になります。（観覧料は展覧会により異なります。）

※その他の施設でも優遇される場合がありますので、各窓口にご確認ください。

※平成 28 年熊本地震の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用制限が行われている場合があります。必ず各施設にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各施設の料金支払窓口

(5) 自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方が、就労等の社会参加のため運転免許を取得する場合に、10万円を限度としてその費用の一部を助成します。(所得制限等があります。)

※ 自動車学校の入校前に申請が必要となります。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方：早見表をご覧ください (P6～7)
- (2) 療育手帳をお持ちの方又はその他の知的障がい者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(6) 自動車改造費の助成

身体障がい者の方が、就労等の社会参加のために自ら運転する本人名義の自動車を改造する必要がある場合に、10万円を限度としてその費用の一部を助成します。(所得制限等があります。)

※自動車の改造前に申請が必要となります。

◆対象者

身体障害者手帳をお持ちの方：早見表をご覧ください (P6～7)

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(7) 駐車禁止の適用除外

歩行が困難な障がいのある方は、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

◆対象者

次の(1)～(6)のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難な方
(視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、肢体不自由、内部障がい)
- (2)療育手帳の交付を受けており、重度の障がい(A2以上)を有する方
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級の障がいをも有する方
- (4)色素性乾皮症で、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方
- (5)色素性乾皮症で、保護者が医療受給者証の交付を受けている方
- (6)戦傷病者手帳の交付を受けており、重度障がいをも有し、歩行が困難な方

<次ページに続く>

※対象となる等級が定められていますので、申請される前に電話等によりご確認ください。

【問い合わせ先】 熊本県警察本部交通規制課又は各警察署交通課（係）

（８）熊本県ハートフルパス制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要と認められる方に、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付することで、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

◆対象者

次の(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1)交付基準（※）に該当する視覚障がい、平衡機能障がい、肢体障がい、運動機能障がい、内部障がい、知的障がい（療育手帳A1またはA2）精神障がい（精神障害者保健福祉手帳１級）により移動に配慮が必要な方
- (2)介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護１」以上の方
- (3)指定難病医療受給者証をお持ちの方
- (4)妊産婦で妊娠７か月から産後３か月の方
- (5)診断書等により移動に配慮が必要な状況が確認できる方

※対象となる等級が定められていますので、詳細はお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

- ①申請書
 - ②障害者手帳、介護保険被保険者証、指定難病医療受給者証、母子手帳のいずれか
 - ③移動に配慮が必要な状況及びその期間が確認できる診断書（※②をお持ちでない方のみ）
- ※窓口での申請のほか、郵送申請も可能です。
詳しくはお問い合わせいただくか、県のホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 熊本県健康福祉政策課 電話 096-333-2202

ＨＰ 『熊本県 ハートフルパス』で[検索](#)

（９）福祉バス

障がい者の地域における社会活動参加を容易にするために、福祉バス（リフト付）の運行を行っています。研修およびスポーツ・レクリエーション等に利用できます。

◆対象者

本市に居住する又は、活動の拠点を置く障がい者（児）並びにその家族及び支援者、障がい福祉関係者の団体。

[＜次ページに続く＞](#)

(10) 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送

高齢者や障がいのある方など、単独では公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、運営協議会が認めたNPO法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して行う有料の輸送サービスのことです。通院や通所だけでなく、買い物やレジャーなどにもご利用いただけます。

◆利用要件

下記の要件に該当する高齢者や障がいのある方などで、運送主体にあらかじめ会員登録をいただいている方が対象です。利用者と同乗する場合、介助者や付添人の方も一緒に利用できます。

◎身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、

- (1)18 歳以上で第1 種身体障がい者の方
- (2)18 歳未満の方（ただし、18 歳以上の者であって高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の高等課程に在学する方を含む）
- (3) (1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から単独での公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

◎療育手帳の交付を受けている方のうち、

- (1)18 歳以上で障がいの程度がA1 又はA2 の方
- (2)18 歳未満の方（ただし、18 歳以上の者であって高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の高等課程に在学する方を含む）
- (3) (1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から単独での公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

◎介護保険法に基づく要介護認定を受けている方のうち、

- (1)要介護度 3～5 の認定を受けている方
- (2) (1)に該当しない方で、居住する市町村から単独での公共交通機関利用が困難である旨の認定を受けた方

このサービスを利用したい場合は、各運送主体に直接ご相談ください。

なお、車両台数等が限られておりますので、相談しても利用できない場合があります。

＜次ページに続く＞

運送主体名	所在地	電話番号
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合	熊本市東区長嶺西	096-274-3000
NPO法人 ライフサポートすみれ	熊本市中央区渡鹿	096-363-2617
社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	美里町永富	0964-47-0065
NPO法人 はなみずきの会	大津町室	096-232-9363
NPO法人 SKウェルネス	御船町滝尾	080-5215-3578
NPO法人 NEXTEP	合志市幾久富	096-227-9001
社会福祉法人 山紫会	合志市御代志	096-242-0138
特定非営利活動法人 自立応援団	熊本市北区貢町	096-288-5355
NPO法人 みらいけあ	熊本市東区花立	096-273-8689
NPO法人 糸	熊本市東区長嶺東	096-297-8718
NPO法人 ぱんぷきん	熊本市北区山室	096-201-3101

【問い合わせ先】 熊本市健康福祉政策課 電話 096-328-2340

(11) 手話通訳者の設置

各区役所に設置している手話通訳者が、聴覚・言語障がい等のある方のために、庁舎内での手話通訳を行います。

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(12) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

聴覚、言語障がい者と健聴者との意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、聴覚・言語障がい及び視覚障がいのある方（盲ろう者）の意思疎通支援のために、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

◆派遣事由

- (1) 公的機関における諸手続き
- (2) 保健所や医療機関等における受診、相談
- (3) 冠婚葬祭
- (4) 学校行事の参加
- (5) その他各種講演会、研修会等

【問い合わせ先】

熊本聴覚障害者総合福祉センター（手話通訳者派遣）

電話 096-383-5587 FAX 096-384-5937

熊本県聴覚障害者情報提供センター（要約筆記・盲ろう者介助員派遣）

電話 096-383-5595 FAX 096-385-7821

熊本市障がい保健福祉課

電話 096-328-2519

(13) 視覚障害者生活訓練事業

視覚障がい者の自立と社会参加を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導を行います。相談に応じるほか、歩行訓練、点字指導、料理教室やパソコン教室などを開いています。

【問い合わせ先】

社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会 熊本県点字図書館

電話 096-383-6333 FAX 096-384-7821

ホームページ：<http://kumaten.jimdo.com/>

熊本市障がい保健福祉課

電話 096-328-2519 FAX 096-325-2358

(14) 熊本市地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）

精神障がい者のスポーツレクリエーションによる地域交流、社会参加及び地域社会の理解を目的に開催されます。（毎年 10～11 月頃の予定）

【問い合わせ先】 熊本市精神保健福祉室 電話 096-361-2293

(15) ヘルプマーク

ヘルプマークは、内部障がいや発達障がい、難病など、外見からわかりにくい障がいのある人などが、周囲の人に配慮や支援を必要と知らせるためのマークです。

熊本市では、このマークを活用したストラップやカードを配布しています。

ヘルプマークストラップ



<配布場所>

- ・熊本市障がい保健福祉課
- ・熊本市障がい者相談支援センター

ヘルプカード



<配布場所>

- ・熊本市障がい保健福祉課
- ・各区役所福祉課
- ・各総合出張所
- ・熊本市障がい者相談支援センター

※ヘルプマークストラップのお渡しには、申請書が必要です。（申請書は、熊本市ホームページからダウンロードしてください。窓口にも準備してあります。）

※ヘルプカードには、手伝ってほしいことや氏名、緊急連絡先、障がいや病気について記入することができます。熊本市ホームページからダウンロードすることも可能です。

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(16) ふれあい収集

ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に伺う「ふれあい収集」を実施しています。

◆対象者

次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯で、他の方の協力を得ることが難しく、ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な世帯です。

- ①要介護1～5までの方
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
（※肢体不自由または視覚障害の方のみ）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ④療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方

◆申請に必要なもの

①熊本市ふれあい収集申請書

ホームページからダウンロードしてください。各区役所の総務企画課の窓口にもございます。

②要介護度や障害の等級などが確認できるもの（世帯全員分）

- ・要介護度1～5の方 → 介護保険被保険者証の写し
（氏名、生年月日、要介護度、認定期間などが確認できるもの）
- ・身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている方 → 身体障害者手帳等の写し
（氏名、生年月日、障害の名称、等級などの記載があるもの）

③②をお持ちでない方で、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方は、ケアマネジャーや相談支援専門員など親族以外の方で申請世帯の生活状況を把握している方が記入した意見書と必要書類の写し

◆申請書提出先 ※お住まいの区役所の総務企画課へ郵送又はご持参ください。

中央区総務企画課	TEL：096-328-2610	〒860-8601	中央区手取本町1-1
東区総務企画課	TEL：096-367-9121	〒862-0902	東区東本町16-30
西区総務企画課	TEL：096-329-1142	〒861-5287	西区小島2丁目7-1
北区総務企画課	TEL：096-272-1110	〒861-0136	北区植木町岩野238-1
南区総務企画課	TEL：096-357-4112	〒861-4151	南区富合町清藤405-3

【問い合わせ先】 熊本市廃棄物計画課 電話 096-328-2359

11. 税の軽減制度

(1) 所得税・住民税の所得控除

納税者本人、その同一生計配偶者又は扶養親族が、障害者である場合、1人当たり、所得税については27万円、住民税については26万円が所得金額から差し引かれます。

なお、特別障害者である場合は、1人当たり、所得税については40万円、住民税については30万円が所得金額から差し引かれます。

おって、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、その特別障害者1人当たり、所得税については75万円、住民税については53万円が所得金額から差し引かれます。

	所得税の障害者控除額		住民税の障害者控除額
	本人が障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合 (1人につき)	1人当たりの額
障害者	27万円	27万円	26万円
特別障害者(※)	40万円	40万円	30万円
同居特別障害者	—	75万円	53万円

※身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A級を持つ人など。

【問い合わせ】

所得税に関すること

中央区、西区、南区、北区にお住まいの方 熊本西税務署 電話 096-355-1181

東区にお住まいの方 熊本東税務署 電話 096-369-5566

※いずれも自動音声案内に従って1番を選択してください。

住民税に関すること

熊本市市民税課 電話 096-328-2183

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)

◆対象自動車

(1)障がい者本人が所有する自家用自動車で、本人が運転するもの。または、障がい者本人が所有又は当該障がい者(身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は知的障がい者若しくは精神障がい者である場合に限る。)と生計を一にする者が所有する自家用自動車で、生計を一にする者(あるいは常時介護者)が障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転するもの。

(2)もっぱら身体障がい者等の利用に供される自動車で特別の仕様がなされたもの。

[＜次ページに続く＞](#)

◆対象となる障害

障害種別		区分	該当する等級
身体障害	視覚障害	本人または家族等が運転する場合	1 級～3 級及び 4 級の 1（※1）
	聴覚障害	本人または家族等が運転する場合	2 級及び 3 級
	平衡機能障害	本人または家族等が運転する場合	3 級
	音声機能障害	本人が運転する場合	3 級 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る
	上肢不自由	本人または家族等が運転する場合	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2（※2）
	下肢不自由	本人が運転する場合	1 級～6 級（※3）
		家族等が運転する場合	1 級～3 級
	体幹不自由	本人が運転する場合	1 級～3 級及び 5 級
		家族等が運転する場合	1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 本人または家族等が運転する場合	1 級及び 2 級 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
		移動機能 本人が運転する場合	1 級～6 級
		家族等が運転する場合	1 級～3 級 一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く
	心臓機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級及び 3 級
	じん臓機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級及び 3 級
	呼吸器機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級及び 3 級
	ぼうこう機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級及び 3 級
	直腸機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級及び 3 級
	小腸機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級及び 3 級
	免疫機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級～3 級
	肝臓機能障害	本人または家族等が運転する場合	1 級～3 級
知的障がい		本人または家族等が運転する場合	A1、A2
精神障がい		本人または家族等が運転する場合	1 級

（※1）視覚障害 4 級の 1・・・両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの

または 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの

（※2）上肢不自由 2 級の 1・・・両上肢の機能の著しい障がい

2 級の 2・・・両上肢のすべての指を欠くもの

（※3）下肢 7 級が 2 つある場合は 2 つあわせて 6 級となり、本人運転で該当

※法律の改正により、変更がある場合があるため詳しくはお問い合わせください。

＜次ページに続く＞

【問い合わせ】自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

熊本県自動車税事務所

電話 096-368-4020

熊本県県央広域本部（税務部）

代表電話 096-333-3200

軽自動車税（種別割）

熊本市市民税課

電話 096-328-2181

(3) 相続税の税額控除

85歳未満の障がい者が法定相続人に該当し、相続又は遺贈により財産を取得した場合、その方の相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

区分	控除額（税額から控除）
① 特別障害者（注）	20万円（※1）×（85歳－特別障害者の年齢）
② 障害者	10万円（※1）×（85歳－障害者の年齢）

※1 平成26年12月31日以前の相続や遺贈により財産を取得した場合には、上記の金額が特別障害者（注）12万円、障害者6万円となります。

※2 障がい者の年齢は、相続開始時によります。

※3 過去に障害者控除の適用を受けている場合には、控除額が制限される場合があります。

【問い合わせ】

熊本西税務署

電話 096-355-1181

熊本東税務署

電話 096-369-5566

※いずれも自動音声案内に従って1番を選択してください。

(4) 個人事業税の非課税措置

重度の視力障がい者（両眼視力を喪失または両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、マッサージ、はり、きゅう等の事業を行う場合は、事業税が課税されません。

【問い合わせ】

熊本県県央広域本部課税第一課

代表電話 096-333-3200

(5) 贈与税の非課税制度

特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社等の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち一定金額（特別障害者は 6,000 万円、特別障害者以外は 3,000 万円）までの金額については贈与税が課税されません。

※特定障害者とは、特別障害者（P80 の※参照）及び障害者のうち、精神に障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳 2・3 級、精神保健指定医などにより知的障がい者と判定された方など）をいいます。

【問い合わせ】 熊本西税務署 電話 096-355-1181
熊本東税務署 電話 096-369-5566
※いずれも自動音声案内に従って 1 番を選択してください。

(6) 利子所得等の非課税制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が有する預貯金等（銀行預金等・公債の各 350 万円まで）の元本から生ずる利子等については、一定の手続を要件として非課税の適用を受けることができます。

最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに一定の書類（手帳・証書及びマイナンバーカード等）を提示して確認を受ける必要があります。

【問い合わせ】 熊本西税務署 電話 096-355-1181
熊本東税務署 電話 096-369-5566
※いずれも自動音声案内に従って 1 番を選択してください。

(7) 消費税の非課税制度

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品で一定のものの譲渡、貸付け等には消費税は課税されません。

※一定のものとは、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子のほか、電動車椅子や装着式収尿器、ストマ用装具などの一定の物品が対象となります。詳しくは、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）の「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」をご覧ください。

【問い合わせ】 熊本西税務署 電話 096-355-1181
熊本東税務署 電話 096-369-5566
※いずれも自動音声案内に従って 1 番を選択してください。

[＜次ページに続く＞](#)

(8) ゴルフ場利用税の非課税制度

障がい者等がゴルフ場を利用する場合には、ゴルフ場利用税が課税されません。
利用する際は、障害者手帳の提示が必要です。

【問い合わせ】 熊本県県央広域本部課税第一課 代表電話 096-333-3200

12. 料金の割引制度・サービス等

◆◆◆ 交通利用料金 ◆◆◆

<第1種身体障害者と第2種身体障害者の違いについて>

身体障害者手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 1種（または2種）」という記載があります。これは、JRを始めとする各種交通機関の料金割引等の基準となる数字で、1種か2種かで取扱いが違います。

<第1種知的障害者と第2種知的障害者の違いについて>

第1種知的障害者は、療育手帳A1またはA2の方。第2種知的障害者は、療育手帳B1またはB2の方に区分されます。

(1) バス・熊本市電の運賃の割引

区分	対象者	割引の方法（県内）
① 第1種身体障害者 ② 療育手帳をお持ちの方	本人、介護者（同行者1人まで）とも5割引	料金支払時に障害者手帳を提示
③ 第2種身体障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	本人のみ5割引	

- ※ 市電の場合、盲ろう者の方の介護者は通訳1人・介助者1人の2人まで5割引となります。
- ※ バスの場合、運送事業者および路線によって取扱いが異なりますので、各窓口へご確認のうえご利用ください。
- ※ おでかけICカード①（P69）利用の場合を除く。

【問い合わせ先】 ◎バス 乗車料金支払口または乗車券発売窓口
 ◎熊本市電 熊本市交通局 096-361-5233

(2) 旅客鉄道株式会社（JR）旅客運賃

区分	割引内容
第1種身体・知的障害者 （介護者同伴の場合）	普通乗車券・定期乗車券（小児を除く）・普通回数乗車券および普通急行券（特別急行券を除く）が介護者1名のみ5割引（距離制限なし）
第1種身体・知的障害者（単独の場合） 第2種身体・知的障害者	片道の営業キロが100kmを超える区間の普通乗車券が、本人のみ5割引
12歳未満の第2種身体・知的障害者 （介護者同伴の場合）	介護者のみ、定期乗車券が5割引 （介護者が通学定期乗車券の資格者であっても、通勤定期（5割引）を発売。）

※身体障害者手帳または療育手帳を窓口にご提示ください。

(3) 航空運賃（国内線のみ）

区分	対象者	割引の方法
身体、知的、精神障害者 (12 歳以上)	本人、介護者（12 歳以上の 同行者 1 名まで）	航空券購入時および搭乗手続時に障 害者手帳を提示

※航空運送事業者および路線によって割引率が異なりますので、各窓口にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各航空運送事業者航空券案内窓口

(4) タクシー運賃

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者がタクシーを利用する場合、障害者手帳を提示すれば利用料金が 1 割引になります。

【問い合わせ先】 熊本県タクシー協会 電話 096-368-4101

(5) 船舶運賃

船舶を利用するとき、障害者手帳を提示すると運賃が割引されることがあります。
各船舶会社で制度が異なるため、各窓口にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各船舶会社

(6) 有料道路通行料金の割引

下記に該当する障がい者の方が事前に障害者手帳へ登録した車両(1 台のみ可)で有料道路を利用する場合、その通行料金が通常の料金の約半額になります。

◆対象者

下記に該当する者。

- (1)身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合。
- (2)第 1 種身体障害者又は療育手帳 A 1・A2 保有の方を乗せて、介護者が運転する場合。

[<次ページに続く>](#)

◆車両の条件

◎身体・知的障がい者本人またはその家族が所有するもの。

※第1種障害者の場合、本人や家族が車両を所有していないときは、日常的に介護を行っている人の所有する車両でも可。(ただし、割賦購入(ローン)または長期リース購入で、所有者欄が障がい者本人またはその親族等の指名と違う場合は別に書類が必要です。)

◎自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載されているものは対象となりません。

◎レンタカー、タクシー、軽トラック、車検・修理時の代車等は対象となりません。

◎その他、対象自動車の範囲や所有者要件等に条件がありますので詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

◆申請に必要なもの

①障害者手帳

②車検証または軽自動車届出済証

③運転免許証(本人運転の場合のみ)

④ETC車載器セットアップ申込書・証明書

⑤ETCカード(本人名義に限ります。ただし、未成年の重度障がいの方が、ご本人の運転による割引適用を受けず、介護者の運転による割引適用を受ける場合は、親権者又は後見人名義でも可)

※②については、割賦契約書又はリース契約書が必要な場合あり。

※④、⑤については、ETC利用の方のみ必要となります。

※申請時の各種書類については、原本をご提示ください。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

※介護者が運転する場合、手帳の登録手続箇所に「道路介護」シールがないと割引が適用になりません。

※ETCをご利用されないお客様は精算時に必ず障害者手帳の呈示が必要です。

【重要】ETCをご利用になるお客様へ

ETC未整備料金所や点検等によりETCレーンを利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合などには料金所係員にETCカードと手帳を呈示してお支払いになります。

(事前に障がい者割引のために登録されているETCカードでのお支払いの場合でも、係員へ手帳の呈示が必要になります。) 手帳の呈示なしでは割引になりませんので、有料道路をご利用される際は必ず手帳を携行するようにしてください。

< 割引有効期間 >

新規及び変更の申請時は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで。なお、更新の申請時(割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限前日における申請)は手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2ヶ月)まで。手帳に記載の割引有効期限を過ぎている場合は、割引の対象となりません。

※無人料金所(料金精算機設置レーン)においては、料金精算機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお申し出ください。事務所内の係員が対応いたします。

[＜次ページに続く＞](#)

詳細は、NEXCO西日本ホームページをご確認ください。

<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>

【問い合わせ先】

西日本高速道路株式会社 九州支社料金課

電話 092-260-6111 (代表)

(平日9時～17時25分)

各区役所福祉課

電話 P103～104 参照

◆◆◆ 各種使用料金等の割引 ◆◆◆

(1) NHK放送受信料

次に該当する方のNHK放送受信料が減免されます。

対象	免除額	申請に必要なもの
次のいずれかの障がいのある障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 (a)視覚障害 (b)聴覚障害 (c)その他の身体障害（総合等級が1・2級の場合に限る） (d)重度の知的障がい者と判定された方 (e)精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	障害者手帳、印鑑
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	障害者手帳、印鑑、市町村民税非課税を証明するもの（必要な方のみ）

◆手続き方法

区役所等で証明を受けた申請書をNHK熊本放送局に提出してください。

◆申請窓口

各区役所、各総合出張所

【問い合わせ先】

NHK熊本放送局

電話 096-326-8202

各区役所福祉課

電話 P103～104 参照

(2) 携帯電話料金等の割引

ご利用の携帯電話の基本使用料、インターネット利用料金などが割引されることがあります。

◎ NTT ドコモ……ハートィ割引

◎ KDDI (au)……スマイルハート割引

◎ SoftBank (ソフトバンク)……ハートフレンド割引

◎ J:COM (ジェイコム)……ハートフルプラン

【問い合わせ先】

加入している携帯電話、インターネット等の各社

(3) N T T電話番号の無料案内（ふれあい案内）

電話帳のご利用が困難な障がいがある方が「ふれあい案内」に事前登録されると、無料で電話番号案内をご利用いただけるサービスです。ふれあい案内の利用については、N T T西日本及びN T Tの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

区分	等級
視覚障がい	1 級～6 級
肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1 級・2 級
聴覚障がい	2 級・3 級・4 級・6 級
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい	3 級・4 級
精神障害者保健福祉手帳	1～3 級
療育手帳	A1・A2・B1・B2
戦傷病者手帳	視力の障がい（特別項症～第 6 項症）
	上肢の障がい（特別項症～第 2 項症）
	聴覚障がい（第 2 項症・第 4 項症）
	音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい（第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症）

◆受付

9 時～17 時（土、日、祝及び年末年始を除く）

【問い合わせ・申込先】 N T T西日本ふれあい案内担当 電話 0120-104-174

FAX 0120-104-134

※FAX の場合はお客様のお名前、FAX 番号を用紙に記載して送信してください。

(4) 郵便料金等

郵便物 又は 荷物の内容			料金又は運賃	備 考	
第三種郵便物	低料第三種郵便物	心身障がい者団体の発行する 定期刊行物を内容とするもの	50g まで 15 円 50g を超え 1 kg まで 50g ごとに 5 円増し	1 kg までただし、毎月 3 回 以上発行する新聞紙を内 容とするものは、50g まで 8 円、50g を超え 1 kg まで 50g ごとに 3 円増し	
第四種郵便物	点字郵便物		無料	3 kg まで 内容品は点字のみを掲げ たもの	
	特定録音物等郵便物		無料	3 kg まで 日本郵便株式会社の指定 する施設が発受でき、かつ 盲人用の録音物又は点字 用紙に限る	
ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール	運賃	150 g まで	92 円	3 kg まで 身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と、郵便局に届出済の図書館との間で発受されるものに限る 信書を内容とするものはゆうメールとすることができません
			250 g まで	110 円	
			500 g まで	150 円	
			1kg まで	180 円	
			2 kg まで	230 円	
			2 kg 超	310 円	
		速達料金	2kg まで	330 円	
			2kg 超	480 円	
		一般書留料金	損害要償額 10 万円まで	380 円	
			損害要償額 10 万円超	380 円に 5 万円 ごとに 21 円増	
		簡易書留料金	—	320 円	
		引受時刻証明料 金	—	320 円	
		配達証明料金	差出時に請求	320 円	
			差出後に請求 (差出日から 1 年以内)	440 円	

＜次ページに続く＞

郵便物 又は 荷物の内容				料金又は運賃	備 考
ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール	特定記録料金	—	160 円	3 kgまで 身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と、郵便局に届出済の図書館との間で発受されるものに限る 信書を内容とするものはゆうメールとすることができません
		本人限定受取料金	—	105 円	
		代金引換料金	—	265 円	
		代金引換取消料金及び引換金額の変更料金	差出事業所における荷物の配達前若しくは交付前又は発送準備完了前	無料	
			上欄以外	580 円	
		配達日指定料金	—	52 円	
ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパック・点字ゆうパック	60 サイズ 100 円 80 サイズ 210 円 100 サイズ 320 円 120 サイズ 420 円 140 サイズ 520 円 160 サイズ 630 円 170 サイズ 730 円 ※サイズは、長さ、幅及び厚さの合計（cm）をその数字までとする区分を示します。			〈聴覚障がい者用ゆうパック〉 30 kgまで 聴覚障がい者の方と日本郵便株式会社が指定する施設との間でビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受されるもの 〈点字ゆうパック〉 30 kgまで 点字のみを掲げた内容物のみ

【問い合わせ先】 お近くの郵便局

13. 災害時の対応

避難は、市や消防、警察などの指示があったとき、または、自分で危険を感じ、避難が必要と判断した場合に行います。

災害による著しい危険、又は被害が生じるおそれがある場合、地域の住民に対し、避難指示等の避難情報が出されますが、危険を感じたら、指示を待たずに避難をしてください。なお、避難所へは、寝具、日用品等をご持参ください。

市で指定されている避難場所へは、日頃から道順や場所を確認するなどして、避難時に迷うことなく速やかに避難できるようにしておきましょう。

【避難の際の注意】

- ・消防車、救急車などの緊急車両の通行の妨げにならないよう、できるだけ歩いて避難しましょう。
- ・災害時、家族の居場所がわからなくなる場合に備え、避難場所を家族であらかじめ決めておいてください。
- ・荷物は、リュックなどに入れて背負うなど、動きやすくしましょう。
- ・近所の方とできるだけ一緒に行動して、高齢者や障がいのある方の避難に協力してください。

(1) 広域避難場所

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所です。

避難場所		所在地
熊本城一帯	二の丸公園	中央区二の丸
	城東小学校	中央区千葉城町 5-1
	藤園中学校	中央区千葉城町 5-2
黒髪地区	済々黌高校	中央区黒髪 2 丁目 22-1
	熊本大学黒髪地区	中央区黒髪 2 丁目 39-1
	子飼橋上流右岸（上河原）	中央区黒髪 2 丁目
大江地区	白川中学校	中央区大江 3 丁目 1-12
	熊本学園大学	中央区大江 2 丁目 5-1
	開新高校	中央区大江 6 丁目 1-33
	熊本高校	中央区新大江 1 丁目 8-1
水前寺地区	熊本工業高校	中央区上京塚町 5-1
	水前寺運動公園	中央区水前寺 5 丁目 23
	水前寺江津湖公園	水前寺江津湖公園一帯
健軍地区	第二高校	東区東町 3-13-1
本荘、迎町、本山地区	長六橋上下流左岸	中央区迎町 1 丁目・本荘 5 丁目
	代継橋下流左右岸	中央区本荘 3・5 丁目
	白川橋上下流左岸	中央区本山 2・3 丁目

(2) 指定緊急避難場所（一時避難場所）

災害時危険を回避するために一時的に避難する場所です。指定緊急避難場所（一時避難場所）一覧表は、管内別の一覧表で掲載しています。

市が指定緊急避難場所（一時避難場所）として使用する際は、災害の規模や状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、使用の可否を判断します。

詳しくは、熊本市ホームページをご覧ください。危機管理防災総室（電話 096-328-2222）にお尋ねください。

◆◆◆ 中央区 ◆◆◆

地区（校区）	名称	所在地
出水校区	出水小学校	出水 1 丁目 1-75
	熊本国府高校	国府 2 丁目 15-1
出水南校区	出水南小学校	出水 4 丁目 1-1
	出水中学校	出水 5 丁目 3-1
	出水南中学校	出水 7 丁目 86-1
	湧心館高校	出水 4 丁目 1-2
一新校区	一新小学校	新町 3 丁目 10-45
	西山中学校	島崎 1 丁目 27-1
	二の丸公園	二の丸 2
	第一高校	古城町 3-1
	熊本 YMCA 本館	段山本町 4-1
大江校区	大江交流室・公民館	大江 6 丁目 1-85
	大江小学校	大江 3 丁目 5-31
	白川中学校	大江 3 丁目 1-12
	九州学院高校	大江 5 丁目 2-1
	熊本大学大江体育館	大江本町 5-1
	開新高校	大江 6 丁目 1-33
	熊本学園大学	大江 2 丁目 5-1
	子飼橋上流左岸	大江 1 丁目
帯山校区	帯山小学校	帯山 4 丁目 11-11
	帯山 7 丁目どんぐり公園	帯山 7 丁目 18
帯山西校区	帯山西小学校	帯山 1 丁目 29-8
	帯山中学校	帯山 1 丁目 35-32
黒髪校区	黒髪小学校	黒髪 2 丁目 2-1
	桜山中学校	黒髪 5 丁目 13-1
	竜南中学校	坪井 4 丁目 16-1
	市立必由館高校	坪井 4 丁目 15-1
	熊本大学黒髪運動場・黒髪体育館	黒髪 2 丁目 39-1
	子飼橋上流右岸	黒髪 2 丁目
	済々黌高校	黒髪 2 丁目 22-1
	サンライフ熊本	黒髪 3 丁目 3-12
	坪井中央公園	坪井 6 丁目 13
慶徳校区	慶徳小学校	山崎町 72
向山校区	向山小学校	本山 4 丁目 5-11
	江南中学校	本山町 75
	白川橋上・下流左岸（白川橋左岸緑地）	本山 2 丁目、3 丁目
	長六橋上・下流左岸	迎町 1 丁目、本荘 5 丁目

[＜次ページに続く＞](#)

地区（校区）	名称	所在地
壺川校区	壺川小学校	壺川 1 丁目 4-5
	京陵中学校	京町本丁 1-14
	熊本大学附属小・中学校	京町本丁 5-12
五福校区	五福小学校	細工町 2 丁目 25
	五福交流室・公民館	細工町 2 丁目 25
城東校区	城東小学校	千葉城町 5-1
	藤園中学校	千葉城町 5-2
	銀座橋一帯白川川岸	中央街
白川校区	白川小学校	新屋敷 1 丁目 7-13
	熊本大学本荘体育館	九品寺 4 丁目 24-1
砂取校区	砂取小学校	神水 1 丁目 1-1
	熊本商業高校	神水 1 丁目 1-2
	熊本工業高校	上京塚町 5-1
	熊本武道館	水前寺 5 丁目 23-2
	水前寺競技場	水前寺 5 丁目 23-3
	水前寺運動公園	水前寺 5 丁目 23
	水前寺江津湖公園（水前寺地区）	水前寺公園 12
	熊本市総合体育館・青年会館	出水 2 丁目 7-1
碩台校区	中央公民館	草場町 5-1
	碩台小学校	井川淵町 4-8
	白川公園	草葉町 5
託麻原校区	託麻原小学校	渡鹿 2 丁目 3-1
	熊本高校	新大江 1 丁目 8
	渡鹿公園	渡鹿 1 丁目 15
白山校区	白山小学校	菅原町 9-1
	熊本大学薬学部運動場	白山 1 丁目 6-54
春竹校区	春竹小学校	琴平 1 丁目 9-43
	江原中学校	琴平 2 丁目 9-59
	八王寺中央公園	八王寺町 50
本荘校区	本荘小学校	本荘 6 丁目 5-47
	九州動物学院	本荘 6 丁目 16-34

◆◆◆ 東区 ◆◆◆

地区（校区）	名称	所在地
秋津校区	秋津まちづくりセンター・公民館	秋津 3 丁目 15-1
	秋津小学校	秋津 3 丁目 9-20
	秋津中央公園	東野 2 丁目 26
	東野中学校	東野 3 丁目 6-50
	秋津三丁目公園	秋津 3 丁目 6
	秋津西公園	東野 1 丁目 14
	沼山津公園	沼山津 2 丁目 9
	光輪保育園	沼山津 4 丁目 8-29
泉ヶ丘校区	泉ヶ丘小学校	水源 1 丁目 7-1
	水前寺江津湖公園（広木地区）	広木町
画図校区	画図小学校	下江津 8 丁目 1-6
	環境総合センター	画図町所島 404-1

＜次ページに続く＞

地区（校区）	名称	所在地
尾ノ上校区	東部公民館	錦ヶ丘 1-1
	尾ノ上小学校	尾ノ上 2 丁目 8-1
	錦ヶ丘中学校	錦ヶ丘 22-1
	錦ヶ丘公園	錦ヶ丘 8
健軍校区	健軍小学校	健軍 2 丁目 25-56
	熊本マリスト学園高校	健軍 2 丁目 11-54
	湖東中学校	湖東 1 丁目 13-1
	水前寺江津湖公園（庄口地区）	健軍 4 丁目 19
健軍東校区	健軍東小学校	東町 4 丁目 15-2
	東町中学校	東町 4 丁目 15-1
桜木校区	桜木小学校	花立 2 丁目 23-1
	岡耳鼻咽喉科医院	花立 2 丁目 16-24
桜木東校区	桜木東小学校	桜木 6 丁目 10-1
	桜木中学校	桜木 4 丁目 13-23
託麻北校区	託麻北小学校	上南部 3 丁目 34-1
	東部中学校	上南部 2 丁目 21-1
	託麻スポーツセンター	上南部 3 丁目 22-30
託麻西校区	託麻西小学校	御領 2 丁目 3-30
託麻東校区	託麻東小学校	戸島 3 丁目 15-1
	二岡中学校	戸島 3 丁目 15-2
	熊本総合医療リハビリテーション学院	小山 2 丁目 25-35
	熊本県酪農業協同組合連合会	戸島 5 丁目 10-15
託麻南校区	託麻まちづくりセンター・公民館	長嶺東 7 丁目 11-15
	託麻南小学校	長嶺東 3 丁目 2-20
	託麻南中央公園	長嶺東 4 丁目 14
月出校区	月出小学校	月出 6 丁目 2-40
	熊本県立大学	月出 3 丁目 1-100
長嶺校区	長嶺小学校	長嶺南 7 丁目 22-1
	長嶺中学校	長嶺南 7 丁目 21-40
	長嶺公園	長嶺南 4 丁目 8
	香りの森	戸島西 7 丁目 3
西原校区	西原小学校	新南部 3 丁目 4-60
	西原中学校	保田窪 4 丁目 9-1
	東海大学附属熊本星翔高校	渡鹿 9 丁目 1-1
	保田窪公園	保田窪本町 24
東町校区	東町小学校	東町 3 丁目 3-1
	第二高校	東町 3 丁目 13-1
山ノ内校区	山ノ内小学校	山ノ内 4 丁目 1-1
	山ノ内中央公園	山ノ内 3 丁目 1
	東稜高校	小峯 4 丁目 5-10
若葉校区	若葉小学校	若葉 4 丁目 23-1
	健軍文化ホール	若葉 3 丁目 5-11

◆◆◆ 西区 ◆◆◆

地区（校区）	名称	所在地
池田校区	池田小学校	池田 1 丁目 28-5
	井芹中学校	上熊本 3 丁目 27-1
	熊本県立総合体育館	上熊本 1 丁目 9-28
	池田 1 丁目西児童遊園	池田 1 丁目 19
	池亀公園	池亀町 12
池上校区	池上小学校	池上町 850
	三和中学校	上高橋 1 丁目 4-1
	池上中央公園	池上町 484-1 外
小島校区	西部公民館	小島 2 丁目 7-1
	小島小学校	小島 7 丁目 9-1
	城西中学校	小島 8 丁目 17-1
	西部交流センター	小島 2 丁目 7-50
	小島公園	小島 6 丁目 10-40
春日校区	春日小学校	春日 5 丁目 3-5
	くまもと森都心プラザ	春日 1 丁目 14-1
河内校区	河内交流室・公民館	河内町船津 791
	河内小学校	河内町船津 2505-2
	旧河内小学校白浜分校	河内町白浜 1018-6
	河内中学校	河内町船津 2470-1
城山校区	城山小学校	城山大塘 1 丁目 23-1
	熊本西高校	城山大塘 5 丁目 5-15
	西部環境工場	城山薬師 2 丁目 12-1
	城山公園運動施設	城山半田 4 丁目 16-1
城西校区	城西小学校	島崎 3 丁目 12-60
	市立千原台高校	島崎 2 丁目 37-1
	古荘公園	島崎 5 丁目 15
	石神山公園	島崎 3 丁目 56
白坪校区	白坪小学校	蓮台寺 4 丁目 4-1
	花陵中学校	八島 2 丁目 14-1
	蓮台寺公園	蓮台寺 4 丁目 14-55、5 丁目 5
高橋校区	高橋小学校	高橋町 1 丁目 6-1
中島校区	中島小学校	中島町 538
	中島中央公園	中島字直氏町 383-3 外
	白川中原緑地	小島上町、中原町
花園校区	花園まちづくりセンター・公民館	花園 5 丁目 8-3
	花園小学校	花園 6 丁目 9-15
	花園五丁目公園	花園 5 丁目 9
	柿原公園	花園 7 丁目 19
古町校区	古町小学校	二本木 4 丁目 9-65
松尾北地区	旧松尾北小学校	松尾町平山 255
松尾西地区	旧松尾西小学校	松尾町上松尾 4456-1
松尾東地区	旧松尾東小学校	松尾町上松尾 2880
芳野校区	芳野小学校	河内町野出 1419
	芳野中学校	河内町野出 1420-46
	芳野コミュニティセンター	河内町野出 1410
	芳野保育園	河内町岳 880

＜次ページに続く＞

◆◆◆ 南区 ◆◆◆

地区（校区）	名称	所在地
飽田東校区	飽田東小学校	砂原町 115
	飽田中学校	孫代町 72
	飽田公園運動場	浜口町 126
	白川飽田緑地	今町、土河原町
飽田西校区	飽田西小学校	並建町 1005
飽田南校区	飽田まちづくりセンター・公民館	会富町 1333-1
	飽田南小学校	護藤町 999
奥古閑校区	奥古閑小学校	奥古閑町 4072
	天明中学校	奥古閑町 2146-1
	天明体育館	奥古閑町 1877
	天明まちづくりセンター・公民館	奥古閑町 2035
川口校区	川口小学校	川口町 3045
川尻校区	川尻小学校	川尻 4 丁目 1-1
	城南中学校	八幡 8 丁目 1-1
	熊本農業高校	元三町 5 丁目 1-1
	緑川右岸第 1 号緑地	元三町 4 丁目
	緑川右岸第 2 号緑地	野田 1 丁目、3 丁目
城南校区	南部まちづくりセンター・公民館	南高江 6 丁目 7-35
	城南小学校	南高江 4 丁目 2-70
銭塘校区	銭塘小学校	銭塘町 990
田迎校区	田迎小学校	出仲間 8 丁目 3-30
	託麻中学校	出仲間 6 丁目 4-1
	田迎出仲間公園	出仲間 3 丁目 7-62
田迎西校区	田迎西小学校	馬渡 2 丁目 5-1
	平成中央公園	馬渡 1 丁目 8
田迎南校区	田迎南小学校	田井島 3 丁目 12-1
	浜線健康パーク（田迎公園運動施設）	良町 4 丁目 8-1
富合校区	富合小学校	富合町清藤 472 番地
	富合中学校	富合町平原 56 番地
	雁回館	富合町清藤 405-1
	アスパル富合（富合公民館）	富合町清藤 400
中緑校区	中緑小学校	美登里町 800
日吉校区	日吉小学校	近見 1 丁目 9-30
	白川平田十禅寺緑地	平田町 1 丁目、十禅寺町 2 丁目
日吉東校区	日吉東小学校	近見 5 丁目 1-1
	日吉中学校	近見 5 丁目 5-1
御幸校区	幸田まちづくりセンター・公民館	幸田 2 丁目 4-1
	御幸小学校	御幸笛田 7 丁目 16-1
	木部中央公園	御幸木部 1 丁目 3
	御幸中央公園	流通団地 1 丁目
	笛田中央公園	御幸笛田 6 丁目 6
力合校区	力合小学校	刈草 2 丁目 10-1
	力合中学校	島町 5 丁目 8-1
	白藤公園	白藤 2 丁目 4
	刈草中央公園	刈草 2 丁目 1

＜次ページに続く＞

地区（校区）	名称	所在地
力合西校区	力合西小学校	荒尾 1 丁目 11-1
	南部総合スポーツセンター	白藤 5 丁目 2-1
	アクアドームくまもと	荒尾 2 丁目 1-1
隈庄校区	城南老人福祉センター	城南町宮地 1050 番地
	城南総合スポーツセンター	城南町舞原 144 番地 1
	火の君文化センター	城南町舞原 394 番地 1
	下益城城南中学校	城南町宮地 1020 番地 1
	隈庄小学校	城南町隈庄 270 番地
杉上校区	杉上小学校	城南町永 505 番地 1
	城南地域物産館（火の君マルシェ）	城南町坂野 65 番地
	高グラウンド	城南町高 476-1
豊田校区	豊田小学校	城南町塚原 259 番地
	塚原グラウンド	城南町塚原 81-3

◆◆◆ 北区 ◆◆◆

地区（校区）	名称	所在地
麻生田校区	麻生田小学校	麻生田 3 丁目 9-1
	清水新地公園	清水新地 7 丁目 5
植木校区	五霊中学校	植木町一木 163 番地
	植木小学校	植木町広住 1 番地
川上校区	北部まちづくりセンター・公民館	鹿子木町 66
	川上小学校	西梶尾町 480
	北部中学校	鹿子木町 1
楠校区	楠小学校	楠 5 丁目 15-1
	楠中央公園	楠 3 丁目 5
桜井校区	鹿南中学校	植木町滴水 1110 番地
	桜井小学校	植木町滴水 2255 番地
	ホームセンターグッデイ植木店	植木町鑑田 1038
山東校区	芝生広場	植木町岩野 269 番地 2
	山東小学校	植木町有泉 841 番地
	植木文化センター	植木町岩野 238 番地 1
	植木中央公園運動施設	植木町岩野 285-35
	植木地域農産物の駅（道の駅「すいかの里 植木」）	植木町岩野 160 番地 1
清水校区	清水まちづくりセンター・公民館	清水亀井町 14-7
	清水小学校	清水本町 14-58
	清水スポーツセンター	清水万石 2 丁目 3-73
	坪井川緑地公園	清水町外
城北校区	城北小学校	清水新地 1 丁目 4-1
	清水中学校	清水新地 2 丁目 3-1
	八景水谷公園	八景水谷 1 丁目 7 外
高平台校区	高平台小学校	高平 1 丁目 17-28
田底校区	田底小学校	植木町正清 515 番地
龍田校区	龍田まちづくりセンター・公民館	龍田弓削 1 丁目 1-10
	龍田体育館	龍田弓削 1 丁目 1-10
	武蔵塚武道場	龍田弓削 1 丁目 1-10

<次ページに続く>

地区（校区）	名称	所在地
龍田校区	龍田小学校	龍田 7 丁目 7-1
	龍田中学校	龍田 7 丁目 8-1
	武蔵塚公園	龍田弓削 1 丁目 3
龍田西校区	龍田西小学校	龍田陳内 2 丁目 17 番 1 号
田原校区	田原小学校	植木町富応 1302 番地 5
	田原スポーツ公園	植木町富応 1595-1
西里校区	西里小学校	下碓川町 1784
	TKU ぷらざ	徳王 1 丁目 8-1
	今熊公園	立福寺町 91-2
	北部公園	下碓川町 416-2
	熊本市食品交流会館	貢町 581-2
楡木校区	楡木小学校	楡木 3 丁目 9-1
	楠中学校	楠 3 丁目 2-1
	熊本北高校	兎谷 3 丁目 5-1
菱形校区	菱形小学校	植木町円台寺 124 番地
	大和地域コミュニティセンター	植木町大和 70-22
北部東校区	北部東小学校	鶴羽田 2 丁目 7-1
	勤労青少年ホーム	鶴羽田 2 丁目 13-10
武蔵校区	武蔵小学校	武蔵ヶ丘 3 丁目 15-1
	武蔵中学校	武蔵ヶ丘 4 丁目 19-1
	武蔵ヶ丘中央公園	武蔵ヶ丘 4 丁目 11
弓削校区	弓削小学校	弓削 3 丁目 20-1
山本校区	山本小学校	植木町内 1424 番地
	植木総合スポーツセンター公園	植木町山本 788-1
吉松校区	植木北中学校	植木町舟島 455 番地 1
	吉松小学校	植木町豊田 474 番地
	吉松スポーツ公園	植木町亀甲 464

(3) 福祉避難所・緊急入所施設

熊本市内で地震や風水害等の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、体育館等の一般避難所へ避難された方のなかで特に配慮を要する方（高齢者、障がい者等の要配慮者）については、熊本市があらかじめ指定する施設を福祉避難所等として開設し、受け入れを行います。

福祉避難所	体育館等の一般的な避難所へ避難された方のなかで特に配慮が必要な高齢者、障がい者等の要配慮者が避難する二次的避難所。
緊急入所施設	災害時に在宅で療養等されている方が介護保険法や障害者総合支援法に基づき緊急に入所（短期入所）する介護保険施設や障害者支援施設。 （概ね要介護度が 3 以上の方または、障害支援区分 1 以上の方が対象）

※福祉避難所等は、災害時にすぐに開設するものではなく、避難所等での避難者の状況等により、熊本市の判断に基づき開設される二次的な避難所となります。福祉避難所等への避難（入所）は熊本市が判断・決定します。

【問い合わせ】 熊本市健康福祉政策課 電話 096-328-2340

(4) 福祉子ども避難所

熊本市内で大規模な災害が発生、もしくは予測された場合、市内の特別支援学校を福祉子ども避難所として必要に応じ開設します。受入対象者及び開設する特別支援学校は、下記のとおりです。

◆受入対象者

- (1)特別支援学校の在校生とその家族
 (2)未就学の障がい児とその家族
 （家族が指定避難所等への避難が困難と判断する場合）
 ※その他の障がい児等とその家族については、指定避難所等での生活が困難な方で「福祉子ども避難所」への避難が適当であると、市が判断した場合に受入の対象となります。

◆福祉子ども避難所を開設する特別支援学校

学校	所在地
熊本大学教育学部附属特別支援学校	熊本市中央区黒髪5丁目17-1
熊本県立盲学校	熊本市東区東町3丁目14-1
熊本県立熊本聾学校	熊本市東区東町3丁目14-2
熊本県立熊本はばたき高等支援学校	熊本市東区東町3丁目14-3
熊本県立熊本支援学校	熊本市中央区出水5丁目5-16
熊本県立熊本かがやきの森支援学校	熊本市西区横手5丁目16-28
熊本市立平成さくら支援学校	熊本市南区平成2丁目20-1

【問い合わせ】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(5) 災害時要援護者避難支援制度

災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わりにくい方などを対象として、あらかじめ本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、地域の自治会、自主防災クラブ、民生委員等および市の関係機関に名簿を配布し情報を共有することにより、日頃の見守りや、災害時の支援のために備えておくものです。

◆対象者

以下のうち、災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方

障がいのある方、医療依存度の高い方（人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者、経管栄養使用者等）、一人暮らしの高齢者（高齢者のみ世帯を含む）、寝たきりの高齢者および認知症高齢者、妊産婦、乳幼児

[＜次ページに続く＞](#)

◆申請に必要なもの

- ①災害時要援護者避難支援制度登録申請書
- ②印鑑

※申請書の個人情報は、地域の支援組織と共有しますので、情報提供に関する同意が必要です。

※代理申請も可能ですが、情報提供に関する本人もしくは法定代理人からの同意が必要です。

◆申請窓口

各区役所福祉課、健康福祉政策課

【問い合わせ】	熊本市健康福祉政策課	電話	096-328-2340
	各区役所福祉課	電話	P103～104 参照

14. 関係機関連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
熊本市障害者 福祉センター希望荘	〒862-0971 中央区大江5-1-15	096-371-5533	096-364-5309
熊本県障がい者支援課	〒862-8570 中央区水前寺6-18-1	096-333-2250	096-383-1739
// 健康づくり推進課	//	096-333-2210	096-383-0498
// 福祉総合相談所	〒861-8039 東区長嶺南2-3-3	096-381-4411	096-381-4412
// 身体障害者福祉センター	〒861-8039 東区長嶺南2-3-2	096-383-6533	096-383-6535
// 点字図書館	//	096-383-6333	096-384-7821
// 聴覚障害者 情報提供センター	//	096-383-5595	096-385-7821
// 総合福祉センター	〒860-0842 中央区南千反畑町3-7	096-322-8440	096-355-1057
// 自動車税事務所	〒862-0901 東区東町4-14-37	096-368-4020	096-368-2299
// 県央広域本部 課税第一課	〒862-8571 中央区水前寺6-18-1	096-333-3200	096-333-3233
熊本聴覚障害者 総合福祉センター	〒862-0950 中央区水前寺6-9-4	096-383-5587	096-384-5937
熊本市社会福祉協議会	〒860-0004 中央区新町2-4-27	096-322-2331	096-359-1800
熊本西税務署	〒860-8624 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181	-
熊本東税務署	〒862-8702 東区東町3-2-53	096-369-5566	-
熊本西年金事務所	〒860-8534 中央区千葉城町2-37	096-353-0142	096-351-5418
熊本東年金事務所	〒862-0901 東区東町4-6-41	096-367-2503	096-368-5391
ハローワーク熊本 (熊本公共職業安定所)	〒862-0971 中央区大江6-1-38	096-371-8609	096-371-0550
熊本障害者職業センター	〒862-0971 中央区大江6-1-38 熊本公共職業安定所4階	096-371-8333	096-371-8806
くまもと障がい者ワーク・ ライフサポートセンター縁	〒862-0959 中央区白山2-1-1 白山堂ビル1階	096-288-0500	096-288-0501
NHK熊本放送局	〒860-8602 中央区花畑町5-1	096-326-8203	096-326-8204
熊本県タクシー協会	〒862-0901 東区東町4-14-31	096-368-4101	096-365-5986

＊ ＊熊本市関係機関＊ ＊

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
熊本市障がい保健福祉課	〒860-8601 中央区手取本町 1-1	096-328-2519	096-325-2358
〃 精神保健福祉室	〒862-0971 中央区大江 5-1-1 総合保健福祉センター3 階	096-361-2293	096-366-1173
〃 保健所 医療政策課	〒862-0971 中央区大江 5-1-1 総合保健福祉センター4 階	096-364-3186	096-371-5172
〃 健康福祉政策課	〒860-8601 中央区手取本町 1-1	096-328-2340	096-351-2183
〃 保育幼稚園課		096-328-2568	096-352-2338
〃 国保年金課		096-328-2290	096-324-0004
〃 介護保険課		096-328-2347	096-327-0855
〃 高齢福祉課		096-328-2963	096-327-0855
〃 子ども支援課		096-328-2158	096-351-2183
〃 市民税課		096-328-2181	096-324-1474
〃 広報課		096-328-2043	096-324-1713
〃 (中央・北・西区) 市営住宅管理センター		096-327-5101	096-327-5105
〃 (東・南区) 市営住宅管理センター		096-311-7833	096-311-7835
〃 中央区役所 (代表)	〒860-8618 中央区手取本町 1-1	096-328-2555	—
〃 〃 福祉課		096-328-2313	096-351-0202
〃 〃 区民課		096-328-2278	096-311-2232
〃 〃 保健子ども課		096-328-2419	096-322-3781
〃 〃 保護第一課・第二課		096-328-2320	096-359-0382
〃 東区役所 (代表)	〒862-8555 東区東本町 16-30	096-367-9111	—
〃 〃 福祉課		096-367-9177	096-367-9302
〃 〃 区民課		096-367-9125	096-367-9302
〃 〃 保健子ども課		096-367-9134	096-367-9303
〃 〃 保護課		096-367-9129	096-367-9301
〃 西区役所 (代表)	〒861-5292 西区小島 2-7-1	096-329-1111	—
〃 〃 福祉課		096-329-5403	096-329-1326
〃 〃 区民課		096-329-1198	096-329-1314
〃 〃 保健子ども課		096-329-1147	096-329-1323
〃 〃 保護課		096-329-6839	096-329-1314

<次ページに続く>

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
熊本市 南区役所（代表）	〒861-4189 南区富合町清藤 405-3	096-357-4111	—
〃 〃 福祉課		096-357-4129	096-358-0110
〃 〃 区民課		096-357-4128	096-357-4342
〃 〃 保健子ども課		096-357-4138	096-357-4353
〃 〃 保護課		096-357-4134	096-357-4353
熊本市 北区役所（代表）	〒861-0195 北区植木町岩野 238-1	096-272-1111	—
〃 〃 福祉課		096-272-1118	096-272-0900
〃 〃 区民課		096-272-6905	096-272-0900
〃 〃 保健子ども課		096-272-1128	096-272-0900
〃 〃 保護課		096-272-6910	096-272-6912
〃 託麻総合出張所	〒862-8038 東区長嶺東 7-11-15 託麻まちづくりセンター内	096-380-3111	096-380-8592
〃 河内総合出張所	〒861-5347 西区河内町船津 2069-5 河内まちづくりセンター内	096-276-1111	096-276-1108
〃 天明総合出張所	〒861-4125 南区奥古閑町 2035 天明まちづくりセンター内	096-223-1111	096-223-3275
〃 幸田総合出張所	〒861-4108 南区幸田 2-4-1 幸田まちづくりセンター内	096-378-0172	096-370-1890
〃 城南総合出張所	〒861-4202 南区城南町宮地 1050 城南まちづくりセンター内	0964-28-3111	0964-28-7010
〃 清水総合出張所	〒861-8066 北区清水亀井町 14-7 清水まちづくりセンター内	096-343-9161	096-346-7095
〃 龍田総合出張所	〒861-8007 北区龍田 1-1-10 龍田まちづくりセンター内	096-338-2231	096-338-3274
〃 子ども発達支援センター	〒862-0971 中央区大江 5-1-1 総合保健福祉センター2 階	096-366-8240	096-366-8260
〃 発達障がい者支援センター みなわ	〃	096-366-1919	096-366-1900
〃 子ども・若者総合 相談センター	〃	096-366-2525	—
〃 こころの健康センター	〒862-0971 中央区大江 5-1-1 総合保健福祉センター3 階	096-362-8100	096-366-1173
〃 ひきこもり支援センター 『りんく』	〃	096-366-2220	096-366-2225
〃 障がい者福祉相談所	〒862-0971 中央区大江 5-1-50 こどもセンター1 階	096-362-6500	096-362-6660
〃 教育相談室	〒862-0971 中央区大江 5-1-50 こどもセンター2 階	096-362-7070	096-362-7001
〃 児童相談所	〒862-0971 中央区大江 5-1-50 こどもセンター3 階	096-366-8181	096-366-8222

○身体障害者障害程度等級表

は、第 1 種身体障害者の範囲
 は、第 2 種身体障害者の範囲

《視覚障害》

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視力の良い方の眼の視力が 0.01 以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ② 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の②に該当するものを除く） ② 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の②に該当するものを除く）	① 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
	③ 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ）が 28 度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	② 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③ 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	

《聴覚障害、平衡機能障害》

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
聴覚障害	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 dB 以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 90 dB 以上のもの	① 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 dB 以上のもの ② 両耳による普通話耳の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		① 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のもの ② 一側耳の聴力レベルが 90 dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50 dB 以上のもの
平衡機能		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

《音声機能・言語機能・そしゃく機能障害》

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

《肢体不自由》 ※7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者手帳の交付を受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級 ※
上 肢	① 両上肢の機能を全廃したものの	① 両上肢の機能の著しい障害の	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	① 両上肢のおや指を欠くもの	① 両上肢のおや指の機能の著しい障害	① 一上肢のおや指の機能の著しい障害	① 一上肢の機能の軽度の障害
	② 両上肢を手関節以上で欠くもの	② 両上肢のすべての指を欠くもの	② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
		③ 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	③ 一上肢の機能の著しい障害	③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	③ 一上肢のおや指を欠くもの	③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害
		④ 一上肢の機能を全廃したもの	④ 一上肢のすべての指を欠くもの	④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの		④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
			⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害		⑤ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
				⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害		⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
				⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの			
				⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害			

《肢体不自由》 ※7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者手帳の交付を受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級 ※
下 肢	① 両下肢の機能を全廃したものの	① 両下肢の機能の著しい障害の	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	① 両下肢のすべての指を欠くもの	① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害
	② 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの ※注1	② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	② 一下肢の機能の軽度の障害
			③ 一下肢の機能を全廃したもの	③ 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	③ 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの		③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
				④ 一下肢の機能の著しい障害			④ 一下肢のすべての指を欠くもの
				⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ※注1			⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
				⑥ 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの			⑥ 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの
体 幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	① 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		
脳乳 病幼 変児 に期 よる 前運 の非 機能 進行 障害 の	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※注1：人工骨頭置換・人工関節置換の認定基準について平成26年4月1日に改訂。

《心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害》

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ※注2		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう・直腸機能障害又は	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

※注2：ペースメーカー等植え込みの認定基準について平成26年4月1日に改訂。

障がい者に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。このマークは「すべての障がい者」を対象としたもの。 【問合せ先】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523	オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表す。 【問合せ先】 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。 【問合せ先】 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁03-3581-0141（代表）	ハートプラスマーク 	身体内部に障害がある人を表す。身体内部は心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能などを指す。 【問合せ先】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928
聴覚障害者標識 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。マークの表示は義務となっている。 【問合せ先】 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁03-3581-0141（代表）	障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク。 【問合せ先】 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155
盲人のための国際シンボルマーク 	盲人のための世界共通のマーク。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている。 【問合せ先】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885	白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク 	白杖を頭上50cm程度に掲げている視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。 【問合せ先】 岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-268-7613
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク 【問合せ先】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046	ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 【問合せ先】 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147（代表）
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。身体障害者補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいい、「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、スーパー、レストランなどの民間施設でも、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務がある。 【問合せ先】 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代表） TEL：03-3503-1237		

参考：内閣府ホームページ



熊本市「障がい者サポーター制度」シンボルマーク

障がい者サポーターとは・・・

障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方が困っているときに、必要な手助けを実践していただける方々のことです。日常生活の中で、自分のできる範囲で活動してみよう！という意欲のある方であれば、どなたでもサポーターになることができます。

障がい者のためのふくしのしおり

令和4年4月発行

編集 熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課
所在地 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電話 096-328-2111（代表）・096-328-2519（直通）
FAX 096-325-2358
E-mail shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp